

<ドレッセルII-IV型> (D.2-4) アムフォラの消滅 －イタリア＝ウィラ経済展開図式の再検討－

馬 場 典 明

(一)

共和政中期以来、地中海葡萄酒市場を事実上支配した、排他的にイタリア中央部起源の〈ドレッセルI型〉アムフォラ (D. 1A-C) の消滅⁽¹⁾に続くいま一つの問題は、それに代わって同様に市場支配の痕跡を残した (D. 2-4) の激減と消滅の時期、並びにデポジット成層上の諸相である。

この型のアムフォラは、イタリアで (D. 1) の直接的な後継型として、而もしばしば (D. 1) と同一の瓦窯で生産が成立したのに加えて、西部諸属領でもまた同様に生産が開始され、今やスタンダード型アムフォラとして、地中海市場を事実上支配した⁽²⁾。従って、イタリアのみならず西部諸属領、とりわけ瓦窯遺構に拠って生産の跡が確認されたヒスパニア東北部とガリア南部をもまた包含するローマ果樹栽培ウィラ全体の経済的推移（展開と終焉）と無関係ではあり得ず、『パックス・アウグスタ』下に成立したこの (D. 2-4) の展開と終結の段階に至って初めて、時間と空間の両面にわたる「地中海世界」規模での視野の拡大化が図られねばならないことになる。

この下で解決されねばならない先ず第一の課題は、(D. 2-4) の終焉時期である。但し、市場からの後退・消滅と生産停止の「時期」特定そのものはそれ程重要ではない。というのは、(D. 2-4) の「最後の日付」を「c. A. D. 130」に設定したM. H. カレンダー⁽³⁾、F. ツェヴィ⁽⁴⁾以来、終焉時期に關して型・編年研究を踏まえた近年の諸学説は基本的に略々共通した理解に達し、生産遺構の考古学調査もまたそれに追認を与える結果に終わったからである。即ち、1世紀末のトラーヤース期 (a. 98-117) に至って、数量的な激減を顕にした (D. 2-4) は、イタリアに於ても西部諸属領に於ても一様に、ハドリアーナス期 (a. 117-138) の内に西部地中海市場から事實上姿を消し、2世紀後半迄は生き延びなかつたことである⁽⁵⁾。それ故、もしこれが踏まえられた場合、そこに内包された最も本質な問題は、今や (D. 2-4) が消え去つたと見做されたそのハドリアーナス期及びそれ以後の時期が、『地中海世界』経済の展開、より限定的に言えば奴隸制それ自体並びにそれを基底にした果樹栽培ウィラ体制の展開にとって如何なる時期であったか、でなければならない。この課題たるや、古代奴隸制の衰退と終焉のモメントが何であり、何処に設定さるべきかに直結する、ローマ経済史の最重要課題の一つに他ならず、その意味では古くして、だが併し新事実の発掘が改めて提起する新たな問題でもある。

併しそれにも拘らず、既に再三にわたって言及されたように⁽⁶⁾、トラーヤース・ハドリアーナス期以後に於ける大土地所有制関係諸史料の事實上の断絶は、この問題の作業進展に阻止的にのみ作用する。カルタゴ人マゴー (Mago) のラテン訳農書を初めサセルナ父子 (Sasernae)、スクローファ (Cn. Tremelius Scrofa) 及びカトーの農書が著わされた共和政中期以来⁽⁷⁾、果樹栽培に関し

て頻繁に書き残されたアグロノーム諸誌⁽⁸⁾としては、最も体系的な著作（全12巻中の3分の1が果樹栽培論）を遺した1世紀後半のコルメルラ、プリーニウス（大）による『博物誌』中の農業関係箇所（最も集中的には、*N. H. XIV-XV*）、ウィラの運営実状を直接伝えたものとしてはトラーヤーヌス期のプリーニウス（小）『書簡』が事実上最後であり、土地計測家達（agrimensores）の記録⁽⁹⁾もまたハドリアヌス期迄であった。これ以後に知られるのは、古代最後のラテン農書たる4世紀のパルラディウス（*Rutilius Taurus Palladius*）に引用乃至言及された僅か3農書（duo Quintili, Curtius Iustus, Gargilius Martialis）だけでしかない⁽¹⁰⁾。それ故このような史料事情を以てしては、問題の処理は困難なばかりか、もはや事実上不可能でさえある⁽¹¹⁾。

（二）

このような史料事情の中で、新地平の切り拓きに執られ得る唯一可能な方法は、情報量の急増と研究の精緻化（とりわけ1970年代以降）によって、今やそれなしにローマ経済史研究の進展は図られ得ないウィラ研究の取込みである。

併しそれに立ち入る前に、本稿の射程外の故に最後迄触れられないままに終わるであろう今一つ別の、古代経済衰退像に直結する重要課題に関して、若干触れておかねばならない。即ち、(D. 2-4) の消滅を契機とする考古学的新知見例を踏まえて、とりわけエトルーリア北部のセッテフィネストレ (Settefinestre)= ウィラを好個のモデルにして、A. カランディーニ (Carandini) が再度装いを新たに提示した「構造転換」学説⁽¹²⁾ —— 早くも1世紀後半に開始し、2世紀末・3世紀初に至って完結した「奴隸制果樹栽培→小作制穀物栽培」への確定的転換、及びそれに伴う奴隸営舎の解体 —— を支える一般図式としての「自由人コロニー」による「小作制」一般、とりわけ「分割地小小作制」は、果たして制度それ自体の本質からして果樹栽培に馴染まなかつたと、断定出来るか否かの事実関係である。而もこの解釈は、かれが対決した⁽¹³⁾ 先行諸学説、就中「市場競争」（古代資本主義）と「奴隸価格高騰」（奴隸供給源枯渇）に起因する、奴隸営舎解体の両学説⁽¹⁴⁾によつて体系化されていただけに、『構造転換』の展望を図るには看過され得ない問題であり、予めある程度迄踏み込んで、事実関係を整理しておく必要があろう。

確かに葡萄栽培は、その高集約度の故に、他に比して多くの労働力による協業を必要とした。カトーによれば (*Cato, De agr. cult. I, 7*)、一定面積当たりの収益は葡萄が第1位（オリーヴは4位、穀物は6位）であり、人的な「施設」としては、240ユーテラのオリーヴ園が13名の労働力 (*id. X, 1*) を必要としたのに対して、面積半分以下の葡萄園（100ユーテラ）のそれは16名 (*id. XI, 1*) を数え、この数字はさらにヴァルローによってそのまま踏襲された (*Varro, De r. r. I, 18, 2; 5*)。このことに明示されたのは、葡萄栽培が奴隸労働の協業に基づく直営を以て基本としたことであり (*Cato, De agr. cult. V, 1-8; Varro, De r. r. I, 17, 1-7*)、帝政期に入つてもまた事情は全く同様であった (*Colum. De r. r. I, 8, 1-20; XI, 1, 1-32; XII, 1, 1-6*)。併しここから直ちに、小作制はそれとは本来的に相容れなかつた、として一般化することは出来ない。プリーニウス（小）所有の広大な葡萄園

に導入された、小作料40万HS.の「コローヌス」(Plin. *Ep.* X, 8)⁽¹⁵⁾の如き大規模請負は一先ず別としてもなお、次の2事例を容易に挙げ得るからである。但しその一つはアフリカ皇帝所領のコローニー⁽¹⁶⁾であり、他の一つもまた、必ずしもイタリアのそれが特定されたわけではない。併し差当たりここでは、それが支配的形態であったか否かは問わず、とにかく制度としての小作制それ自体と果樹栽培との関係如何が問題とされるからには、それで充分であろう。

アフリカ皇帝所領の一つ、トラーヤーヌス帝⁽¹⁷⁾帰属の〈フンドウス〉*fundus Villaes Magnae Varianae*に関わる〈Henchir-Mettich〉碑文(C. VIII, 25902)⁽¹⁸⁾に現れた〈コローニー〉がその第一の場合である。それによると、土地計測から脱落した「未耕地」(*subseciva vel subcesiva*)⁽¹⁹⁾を新たに自己用益(*usus proprius*)を目的として耕作する〈コローニー〉⁽²⁰⁾に対して、「耕作分益」(*colonicae partes*)として〈lex Manciana〉⁽²¹⁾に従って「小麦、大麦、葡萄、オリーヴ」は収穫の「3分の1」(豆は4分の1)を現物で納付することが義務づけられた(*id. I, 10-12; 24-29*)⁽²²⁾。従って(それ自体複数存在の)この〈コローニー〉は、紛れもなく分益小作人であった。さらに、廃棄されていた元葡萄園、同様に放置されたままになっているオリーヴ園を育苗から始めて再開発する場合、及び無花果園の新設に関してコローニーには夫々一定の納付猶予期間が留保された(*id. II, 20-24; 17-23; III, 2-12*)。即ち無花果、葡萄両者には連続して5年間、オリーヴは10年間、野生種に接木したオリーヴ(*qui inseruerit oleastrum*)は5年間であった。理由説明は見当らないが、疑いもなく設備資金の調達に加えて植込から成木迄の無収穫期間⁽²³⁾を勘案したものであった。

ハドリアーヌス帝帰属の〈サルトゥス〉*saltus Neronianus*に関わる、今一つの〈Aïn-el-Djemala〉碑文(C. VIII, 25943; 26416)⁽²⁴⁾も同様であった。この碑文は前者と同一の〈lex Manciana〉の適応を確認した皇帝代理の註解(*sermo procuratorum Imp. Caes. Hadriani Aug.*)であり、ここでは、(1)未利用のまま放置されていた湿地、荒蕪地でのオリーヴ・葡萄園の開設(*id. I, 6-7*)⁽²⁵⁾、(2)全ての適地での(コローニーによる)オリーヴ、葡萄、穀物の栽培(*id. II, 5-7*)⁽²⁶⁾、(3)オリーヴ栽培(接木を含む)に対する10年間の猶予期間(*id. III, 7-11*)⁽²⁷⁾、等々に関する規定が盛込まれた。

素より、皇帝庫(fiscus)⁽²⁸⁾を構成し、代理官(procurator)を介して皇帝意思の下に直接的に運営されたこれらの所領は、同一時期、隣接のムニキピウムから行政的にもまた切断されたヒスピニアの『ウィパスカ鉱山区』(metallum Vipascensis)碑文⁽²⁹⁾に於けると同様の関係下にあり、この意味では、都市乃至都市的共同体内の私的な土地所有一般⁽³⁰⁾とは、必ずしも同列には置かれ得ないであろう。併しそれにも拘らずこの両碑文は、次の2点(とりわけ第2点)に於てウイラ経済一般、就中その態様と展開の仕方にとって示唆的であった。

即ちその第一は、トラーヤーヌス、ハドリアーヌス両皇帝のアフリカ所領では、葡萄とオリーヴの栽培地がしばしば放置乃至廃棄されてしまっていた、という現実⁽³¹⁾であった。これに対する皇帝の対応は、コローニーの占有用益権の承認を踏まえた再・新開発の奨励策であり⁽³²⁾、この原則はその後セウェリー3皇帝及びIulia Domina Augustaの名の下で再確認された⁽³³⁾。

第二は、穀物と並んで葡萄・オリーヴ・無花果の果樹栽培もまた、コロニーによる分割地小作經營の一構成要素をなしていた事実である。而もこの果樹栽培が、単なるコロニーの自家充足目的でなかったこともまた確かである。従って私的所有ウィラ全体に及ぶ一般化は出来ないが、少なくとも『地中海世界』視野で見た場合に、果樹栽培は本来的に小作制に馴染まなかつたとする、「奴隸制=直営果樹栽培」、「小作制=穀物栽培」の等式関係それ自体（並びにそこから地中海世界規模で進行したと見做された前者から後者への構造転換が必然化した、商品貨幣經濟の後退図式なるもの）は、事実上成立し得ないことになる。

今一つは、法関係史料であり、ここでは次の2事例を挙げておく。その一つが農地の賃貸料輕減に関する問題である。あるコローヌスが不作（*de fructuum exiguitate*）を理由に苦情を申し立てたことに対して、神皇アントニヌスの指令（*rescriptum divi Antonini*）によって「考慮さるべきでない」とされ、さらにこれに続いて「葡萄園の老朽化」を理由に減免措置が講じられるよう（*ut propter vetustatem vinearum remissio tibi detur*）、事態の変更が要求された場合に対してもまた同様（*item alio rescrito ita continetur*）だとされた箇所である（Dig. XIX, 2, 15, 5: *Ulpianus*）。他のケースもまた、コロニーの葡萄栽培に関するものであった。即ち、賃貸条項には「葡萄栽培」が含まれていなかつたにも拘らず（*cum lege locationis non esset comprehensum, ut vineas poneret*）、「コローヌスが・・・それにも拘らずフンドゥス内に葡萄園を設置し」（*colonus . . . nihilo minus in fundo vineas instituit*）、その結果、「その収益」の故に年間小作料を10アウレイ一高くして農地の賃貸がなされ始めた（*et propter earum fructum denis amplius aureis annuis ager locari cooperat*）ことによって起こつた問題、つまり、農場主（*dominus*）は「フンドゥスのかの追い出されたコローヌス」（*iste colonus fundi electus*）を小作料未納を名目で訴え得るか否か、あるいはまた「葡萄園設置」に要した出費を（コローヌスに）有利に酌量し得るや否やが問題とされた事例（Dig. XIX, 2, 61: *Scaevola*）である。

この両場合に於てもまた、コローヌスの下での葡萄栽培、即ちウルピアーヌス（『告示註解』32巻）では葡萄園それ自体、スカエウォラ（『学説類集』7巻）では葡萄園そのものがではないが、農場主—コローヌス間の農地の貸借関係（*locatio-conductio*）での葡萄栽培の現実が踏まえられた。地域の限定、コロニーの小作規模は素より、2・3世紀イタリアの大土地所有にそれがどの程度一般化していたか等、具体的には何も知られ得ないが、果樹栽培が小作制と相容れないものでは決してなかつたことが確かなものとして残る⁽³⁴⁾。

従つて以上何れの場合であれ、地域と時期及び「転換」の直接的モメントを何処に設定するかの問題は一応別として、少なくとも事実関係を以てする〈形態〉それ自体に関して言えば、その本質からして果樹栽培に馴染まさるものとして、「分割地小作制=穀物生産」を固定化し、奴隸制→小作制の転換を果樹栽培→穀物生産のそれとして一般化することによって、そこに共和政中期以来拡大化の一途を辿つたウィラ態勢の解体と地中海商品貨幣經濟後退の決定要因を見る古代經濟の直線的な図式は事実上成立し得ないことになる。事実また、もし仮に百歩退いて、そうでなかつたとす

れば——勿論流通の広がりと量に於て大々的商品生産の奴隸制ウィラ経済とはもはや比較にならなかつた事実そのものに変わりはないが⁽³⁵⁾——ディオクレティアーヌスの所謂『最高価格表』(A. D. 301) に見える如く、かつて〈D. 1〉, 〈D. 2-4〉によって地中海市場を支配したラティウム、カムパニニア葡萄酒がなお「商品」として銘柄を止め続けたこと⁽³⁶⁾に説明がつかなくなるであろう。さらにまた、かつて地中海市場にその名が知られたばかりか、しばしばアムフォラに直接その名を止めた*vinum Albanum, Caecubum, Falernum, Massicum, Signium, Tiburtinum*等々の銘柄酒は、ハドリアーヌス以後も消え去ることなく、散在的ではあるがその他の諸史料の中に見出すことが出来る⁽³⁷⁾。

(三)

もしそうだとすれば、〈D. 1A-C〉に代わって帝政最早期の地中海市場を支配した〈D. 2-4〉が激減と事実上最終的な消滅を証言した1世紀後半～2世紀前半以後、イタリア＝ウィラの経済的現実はどうであったのか。僅か2事例だけの検証であったにしても、まさにこの時期が提起したローマ奴隸制の展開と構造変化図式の一般化それ自体に対する、事実関係面よりする論題提示を踏まえた上に、当初の本來的課題——〈D. 2-4〉の〈消滅〉とイタリア＝ウィラ——に戻ろう。

但し、近年に於けるウィラ研究の加速的急進捗に加えて、組成分析を含めたアムフォラ研究と瓦窯遺構調査が明らかにした主要葡萄酒生産地域=テュレニア海沿いイタリア中央部と地中海沿いのヒスパニア東北部に限定されてよい。併し、例えばウェーイー周辺 (Ager Veientanus) だけを取り上げて見ても、その存在が確認されたウィラ及び農場遺構は、T. W. ポッター (Potter) の集計 (1973年時点) に拠れば、「30 B. C. -A. D. 100」の間に327例⁽³⁸⁾、その後の新知見諸例を加えたT.ルーアイット (Lewitt) のそれ (1991年時点) では、前1世紀に266例 (この内遺構面積が3,000m²を超すもの、即ち同女史の類型化によれば〈size 1〉は、124例)、後1世紀に286例 (内〈size 1〉は150遺構)、これに対して2～4世紀の3世紀間では291例 (同様に〈size 1〉は163)、それ以後7世紀までの間は、小規模な「農民」的遺構=〈size 2〉を加えても、全部で44遺構が数えられるだけでしかなかった⁽³⁹⁾。その後の破壊も加わって、部分的にしか確認出来ないものを加えてとに角今日明るみ出された、諸属領を含む総体的な遺構数は既に膨大であり、不充分乍らも計量化を可能ならしめた⁽⁴⁰⁾。

併しここでは、〈D. 2-4〉の激減と消滅が問題を提起した「1世紀末～2世紀」のウィラ経済に、一般的的傾向として何らかの方向性が看取され得るや否やだけが問題であり、この観点からすれば、先に〈D. 1〉に関して執られたと同一の方法によって⁽⁴¹⁾、イタリア中央部の果樹栽培地帯に関して、サンプルとしての事例抽出に耐える若干の特定遺構は別として、全体的には、個々の遺構調査結果は踏まえられながらも、それらを捨象して極く大雑把な総覧が図られるだけでよい。

(a) エトルーリア・ウムブリア＝ウィラ

コサ (Cosa) の後背地を構成するヴァルレ・ドロ (Valle d'Oro) の葡萄、オリーブ栽培乃至混合

栽培のヴィラ遺構は32を数えるが（1986年時点）、この中には既に1・2世紀の交を待たずに廃棄されたものもあり、それを含めて約3分の2は2世紀後半迄に機能を停止し、放棄された⁽⁴²⁾。他方、ハドリアーヌス期以後、アントニーニー一期に入つて新設されたヴィラは確認されていない⁽⁴³⁾。

これらの内、遺構プランの復元作業が一応の完了を見たセッテフィネストレ（Settefinestre）＝ヴィラは、〈ドムス〉・〈ルスティカ〉の両要素から成るヴィラの一典型を提供する（図I）⁽⁴⁴⁾。少なくとも17室に及ぶ多数の奴隸居室、ルスティカの出入り口に配置された監視部屋、エルガストルム、病室に加えて、食堂と調理場が中庭を取り囲む形で配置され、それに隣接してドムスと棟続きにヴィラ差配のヴィリクス居室、家畜（牛）小屋等を備えたルスティカ部分とそれに隣接する豚飼育施設、羊・山羊小屋、穀物倉庫等の付属施設を擁したこのヴィラは、数度に及ぶ増改築の跡を残した。この内、倉庫・調理室・水浴室・坪庭（天窓付き）等で構成されたドムス北側部分（Periodo IIIC）は、初期段階（IA-IB）では、大型貯汁槽付きの葡萄搾汁装置3基・オリーヴ圧搾装置1基及び坪庭に大型の石臼1基（畜力利用）を備えた生産施設部分であった。従つてこのヴィラは、所有主は定かでないが⁽⁴⁵⁾とにかく当初は、葡萄栽培を主にしてオリーヴ、穀物をもまた生産した混合栽培型ヴィラとして出発した。併しこれらの生産施設は、1世紀末乃至2世紀初が推定される全面的な改築（Periodo I→II）に際して撤去され、その上に（Periodo II A-C）前述の如き別機能の部屋へと改変された。以後、果樹栽培施設はもはや設けられることはなかった⁽⁴⁶⁾。従つてセッテフィネストレ＝ヴィラは、1・2世紀の交に至つて、それ迄疑いもなく経営の主力をなし続けた果樹栽培を放棄し、奴隸營舎は維持したままで畜産（及び恐らく穀物生産）を中心とした経営に切り変わつた。但しこの際、所有主の交代があったか否かは明らかに出来ない⁽⁴⁷⁾。併しこの態勢もまた、長くは続かなかつた。正確な時期確定は不能だが、マルクス・アウレーリウス帝期（A.D. 161-180）を最後として、以後のコインが全く現れないことから推して、遅くとも2世紀末迄にヴィラそのものが廃棄され、以後荒廃のままに放棄された公算は極めて大きい⁽⁴⁸⁾。

以上によって確実に知られたのは、農産物市場を前提として成立、展開されたこのヴィラの経済が、1・2世紀の交に至つて果樹栽培の放棄の上に構造的な変化を示し、次いで2世紀後半にヴィラ態勢それ自体が廃棄されたプロセス、即ち奴隸營舎の放棄を伴つた〈フンドウス〉そのものの解体である。勿論この場合、変化と解体が何によって招来されたか、直接的には知られ得る由もないが、この段階の作業としては差当り事実関係の確認だけでよい。モンテ・アルジェンタリオ（Monte Argentario）を挟んでヴァルレ・ドロの北側に拡がるアルベニヤ（Albegna）流域でも、大多数のヴィラは2世紀の内に姿を消した。3世紀に存在が確認されたのは6ヴィラだけであり、これらもまた4世紀に入つて廃棄された⁽⁴⁹⁾。モンテ・アルジェンタリオ、ジリオ（Giglio）、ジャンヌトリ（Giannutri）に於てもまた、1・2世紀の交に果樹栽培の放棄が相次ぎ、2世紀末を待つことなく、「A.D. 100-150」の間に大多数は消滅した⁽⁵⁰⁾。

エトルーリア南部の海岸沿い地帯も同様であった。ケントゥムケルラエ（Centumcellae:Civitavecchia）～ピュルギー（Pyrgi）間のヴィラは、大多数が2世紀中葉迄の間に歴史を閉ざし、

それ以後にお痕跡を残したのは全ウィラ中の約5分の1に過ぎなかつた⁽⁵¹⁾。

今一つの果樹栽培ゾーン、南部内陸部は併し、多少様相が異なつた。ティベリス彼岸のこの地もまたウィラが密集したが、(BSR. の組織的調査⁽⁵²⁾によれば) 半数以上はその活動期が「アウグストゥス期～ユーリオ・クラウディー末期」に属した⁽⁵³⁾。中でも低品質酒の代名詞とされた〈vinum Veientanus〉(Horat. Sat. II, 6, 143) の産地、ウェーイー近郊では、前述の如くウィラ及び農民的規模の遺構が密集的であった(ウィラの密度に関して言えば、規模の相違は一先ず別にして 2 km² に平均して 1 ウィラ)⁽⁵⁴⁾。而もサンタ・コルネリア=ウィラ (Santa Cornelia) に残る葡萄植込みのトレント跡⁽⁵⁵⁾を初めとして、農場遺構にはしばしば果樹栽培の痕跡が残された⁽⁵⁶⁾。カペーナ周辺 (Ager Capenae) も略々同様であり、モンテ・カニーノ=ウィラ (Monte Canino) の如く、その後の破壊にも拘らず葡萄搾汁装置の基台が遺され、従って明らかにかつてはルスティカ部分を擁していたことが知られる事例も稀ではなかつた⁽⁵⁷⁾。この地帯のウィラもまた葡萄を主とした果樹栽培に立脚したことは確かだが、同時に穀物、牧畜との混合經營が一般的であった⁽⁵⁸⁾。

問題は併し、2・3世紀の経済的現状であった。T. W. ポッターの集計によれば、「30B. C.-A. D. 100」の間に計 327 例を数えたウェーイー(Veii) 周辺のウィラ・農場遺構の内、65 遺構 (20%) は既にこの間に放棄されていた。同様に 2 世紀を待たずして姿を消した事例の比率は、エーレートウム (Eretum) 周辺で 17.5%、ファレリ近郊域 (Ager Faliscus) で 33%、カペーナ (Capena) では 36% に及んだ。従ってアウグストゥス～トラヤーヌス帝期の間に、2～30% 前後のウィラがその機能を停止したことになる。併し 2 世紀はこの延長線上にはなかつた。メトロポリス=ローマの巨大市場を控えたこの地域では、廃墟のままに放置されることなく、ウィラの新設が相次いだからである。ウェーイー周辺では、2 世紀に入つてもなお 307 遺構が知られ、この内の 15% は紛れもなく新設であった。同様に新設ウィラ・農地遺構の比率は、エーレートウム = 12.5%、ファレリ = 37%、カペーナ = 49% に及び、スートリウム (Sutrium) に至つては実に 60% が 2 世紀に入っての新設であった⁽⁵⁹⁾。尤もここでポッターが「農村遺構」(rural sites) として挙げたのは、

- (1) 狹面積 (100～200m²程度) にタイル・陶片等生活遺物が散乱するだけの零細農民的な「小屋」、
- (2) その中に凝灰岩ブロック・彩色漆喰・モザイク等の建築材デブリが散乱する「小農場」(1,000～1,400m²)、
- (3) 広面積 (3,500m²乃至それ以上) にわたつて建築材・陶器のデブリが散乱するウィラ (推定だが 1 km²当たり 2 乃至 3 ウィラ)

の 3 カテゴリー⁽⁶⁰⁾ であり、如上の遺構数は全てがウィラとその〈フンドウス〉であったわけでは決してなく、「農場」(farms) の中には中小農民地もまた含まれた。例えばファレリ近郊では、2 世紀の全遺構 199 の内、カテゴリー (2) が 43% を占め、躊躇なしにウィラが特定され得たのは 44 遺構 (22%) であった⁽⁶¹⁾。

従つて 1 世紀と 2 世紀の数量関係からして、果樹栽培を放棄した北部エトルーリアと異なつて

1・2世紀交の南部内陸部は、ウィラ経済のみならず農民経済にとってもまた寧ろ繁栄期にあった、と言わねばならない⁽⁶²⁾。併しそれにも拘らず、果樹栽培ウィラの「繁栄」は永続きしなかった。2世紀末・3世紀初に至って、北部と同様にここでもまた確実に、経済的な衰微と最終的な廃棄が進行し始めるからである。

而も廃棄は、「5～10ユーヘラ」(12,500-25,000m²)程度の小規模土地所有⁽⁶³⁾に於てもまた同様であった。ウィラ体制のみならず農民的土地位所有をもまた含めた、要するに農村経済全体の3世紀に入つての衰退の徵表を読み取ることが出来よう。即ちその一つに、ウィラ及び農村での生活の跡を直截的に証言する食卓器、とりわけ赤釉スリップ＝ウエア (red slip wares; red polished wares=以下〈RP〉と省略) がある⁽⁶⁴⁾。光沢を持つアフリカ起源のこの赤釉陶器は、1世紀末から7世紀最初の4半世紀にかけて最も一般的な食卓器としてイタリア（中でも農村地帯に頻繁に）に送り込まれた⁽⁶⁵⁾。これを生活の指標として見ると、ウェーイー近郊では2世紀末に〈RP〉を伴つた遺構の実に4分の3が3世紀末迄の間に消え去り、ファレリでもまた、3世紀に入って遺構数そのものが激減を開始し、3・4世紀交までに40%、4世紀末までには50%以上が消え去った⁽⁶⁶⁾。今一つが、ウィラそのものの消滅である。前述の如くウィラ・農場遺構が密集したウェーイー近郊で、2世紀に86を数えたウィラは「A.D. 300」頃迄に37が廃棄されたのを初めとして、激減が進行した⁽⁶⁷⁾。それ以上にドラステイックであったのは農民的所有地であり、2世紀に230を数えたポッターモデル(2)に属する遺構の内、5世紀初には僅かに43遺構のみが、〈RP〉によってその痕跡を残すだけであった⁽⁶⁸⁾。

一方内陸部、ティベリス上流のウムブリアでもまた、ウィラのクロノロジーはエトルーリアと同様であった。葡萄栽培とチーズ生産で知られた (Plin. N.H. XI, 241; XIV, 37) この地域が、ティベリスとウィア・フラミニアを主要ルートとしてローマ市場に連なつたことは言うまでもない。現にこの流通ルートそのものは、商品こそ違え、M.Rutilius Lupus (praef. Aeg., A.D. 113-7) とQ. Servilius Pudens (cos. A.D. 166) 所有のナルニア (Narnia: Narni) 近郊「地所」で生産され、ローマを主要市場とした煉瓦・タイルの所謂〈opus doliare〉によって最も直接的に証言される⁽⁶⁹⁾。ここでも、大多数のウィラは2世紀末・3世紀初迄の間に放棄され⁽⁷⁰⁾、〈フンドウス〉内設置のアムフォラ瓦窯もまた悉くがそれと歴史を共にした⁽⁷¹⁾。

(b) ラティウム＝ウィラ

南部のカエクブス地方 (ager Caecubus) の如く、アミュクラヌス湾岸 (sinus Amyclanus) で栽培され、「かつては最高の評価」が与えられた『カエクブス酒』(antea Caecubo erat generositas celeberrima) が、〈D. 2-4〉の激減期に当たる1世紀中葉には既に「消え去ってしまった」(Plin. N.H. XIV, 61: 'iam intercidit') とされたにも拘らず、現実は決してそうでなかつたように⁽⁷²⁾、必ずしも一概には言えないが、知られ得たウィラの遺構数から総じて言えば、〈D. 2-4〉事例数の地中海市場からの激減と消滅に照応する急激な数量的变化は定かではなかった。

計305箇所に及ぶ近年の調査結果、とりわけM. アンドレウシ (Andreussi) の6地域にわたる遺構調査を踏まえたヴィラ=カタログ⁽⁷³⁾によれば、全体的に見てヴィラの経済的「最繁栄期」は、他と同様に前1世紀～後1世紀の2世紀間であった。否そればかりか、2世紀に入つてもなおヴィラの増改築と新設が継続し、3世紀以後に存続が確認された事例もまた稀ではなかつた⁽⁷⁴⁾。併しここでもまた、2世紀末・3世紀初のセウェールス期を境としてそれ以後に於ける一般的傾向として、ヴィラの経済的な落ち込みはもはや覆い隠さるべきもなかつた⁽⁷⁵⁾。‘opus doliare ex praediis’ vel ‘ex figlinis huius’の銘文定式に拠つて直接的な利害関与の痕跡を首都ローマを中心に、周辺諸都市のみならず遙か遠距離の地（例えばカルタゴ周辺ヴィラ遺構）に迄送り込まれたローマ貴顕身分・皇帝及び皇帝夫人所有のラティウム・ウムブリア・エトルーリア『地所』に於ける大々的な商品生産の建築材もまた、筆者の銘文収集作業が明らかにした所によれば、2世紀第1・4半世紀を最盛期とし、アントニーニー期に入って急激な落ち込みの後、カラカラ帝期 (A. D. 198-217) を最後として、以後全ての手懸りを消し去つた⁽⁷⁶⁾。

このような一般展望の上に、〈ヴィラ〉としての成立、展開、帰結の全貌がある程度明らかになったラティウム=ヴィラ2例をサンプルとして挙げておこう。

その一つが、旧ヴィア・ガビナ⁽⁷⁷⁾ (Via Gabina) に沿つてローマから東方14粍地点に残る、残存状態が比較的良好なヴィラの一つ (Via Gabina Villa No.11) である⁽⁷⁸⁾。このヴィラは、前3世紀前半の創設が割り当てられた小規模な農民的家屋 (Period 1A) を最下層とし、その上に2度の増改築 (1B, 1C) が重ねられた後、全面的な拡大建直し (Period 2A) の痕跡を残し、その後さらに2度にわたつて改築 (2B, 2C) が重ねられた（図 II）。この内〈Period 1C〉は、小規模乍らも果樹栽培（葡萄・オリーブ両者）と穀物生産両者の痕跡を残した⁽⁷⁹⁾。その位置関係から推して、まず間違いなしにローマ市場を前提とした混合栽培ヴィラである。その後、前1世紀末が推定される大改築 (Period 2A)⁽⁸⁰⁾によって、アトリウムを取り込んだドムスをもつ（スブルバーナ）型のヴィラに拡張された。それが土地所有規模の拡大を伴つていたことは容易に推測出来るが、主要作付けに変化があつたか否かは定かでない。併しこのヴィラが注目に値するのは、ドムス東側部分の改装 (2C) に際して、搾油装置・沈澱槽・貯蔵槽のオリーブ油生産施設が新設されたことである。これと並んで恐らくドーリウム・アムフォラの貯蔵庫に利用されたと思われる三和土床面の大部屋が同時に設けられており、葡萄酒の熟成と貯蔵にもまた當てられたと考えられ得るかもしれないが、搾汁器台を初め葡萄酒の生産施設は何處にも見当らない (W. M. ウィドリグ Widrigの調査報告は、南側空間での葡萄酒生産の可能性をもまた示唆したが、確証があつてのことではない)⁽⁸¹⁾。〈2C〉の年代は定かではないが、南西部分の拡張工事 (2B) に、アウレーリウス帝母方祖母 (Domitia Cn. f. Lucilla) 所有の「地所」で「A. D. 123」を中心に生産を指揮した解放奴隸 (officinatores) の一人、Cn. Domitius Agathobulus⁽⁸²⁾ の銘入りタイル複数例が使用されていること⁽⁸³⁾から推して、恐らく〈2C〉は早くハドリアヌス治世の後半かまたはそれ以後であったと思われる。従つてこのヴィラは、施設の更新によってハドリアヌス期以後もオリーブ栽培を主として存続した。

併しこの経済活動も、長続きはしなかった。廃棄の時期は定かでないが、〈RP〉を初めとして3世紀以後の生活調度品が全く現れなくなることから推して、恐らく3世紀に入って程なく放棄され、以後は自然崩壊のまま放置された⁽⁸⁴⁾。

今一つは、ヴィア・ラティーナ (Via Latina) 沿いに残るカサル・モレナ (Casal Morena)=ウイラ遺構である。生産の痕跡そのものは全く残されていないが、広面積 (3,000m²) にわたって散在する廃墟の一隅に、紛れもなく葡萄酒の熟成に使用されたと思しき蓋付きのドーリウムが夫々6基と4基が描かれた2面のフレスコ画、及び葡萄栽培と搾汁作業シーンのそれを持つ壁面が残された。画像は何れも、3世紀末乃至4世紀初が推定されるウイラ最後の改築壁面に描かれたものであった。画像のみのために積極的史料にはなり得ないし、況んや経済的実状については知られ得る由もないが、このウイラが3世紀末に入ってもなお、葡萄栽培が継続されていたことを消極的乍ら読み取ることが出来よう⁽⁸⁵⁾。

以上の2事例の内、少なくとも前者は最も直接的に、今一つは消極的乍らも、2世紀に入って全地中海市場規模で進行した〈D. 2-4〉アムフォラの消滅が、少なくともラティウムでは必ずしも葡萄栽培それ自体の停止には直結しなかったことを証言し、その故にまた、「商品」としてのイタリア銘柄酒の存続を伝える『最高価格表』を初めとして、その他3世紀以後の古典諸史料を事実に依つて裏付けることになる。

(c) カムパニニア=ウイラ

『カエクブス酒』と並んで共和政期以来、高品質酒として知られた『ファレルヌス酒』*Falernum vinum* (e. g. Varro, *De r. r.* I, 2, 6; 8, 1; Plin. *N. H.* III, 60; XIV, 62 et al.) の生産地、北カムパニニアのファレルヌス地方 (ager Falernus) に密集するウイラを初めとした近年の遺構サーヴェイ (1981年) が明らかにしたのは、農場施設 (とりわけ奴隸労働依拠の) が3世紀以降もなお存続した、と見做され得ることであった⁽⁸⁶⁾。他方併し、その後のウイラ研究の進歩によって、W. ヨハンノフスキ (Johannowsky) のこの解釈はウイラが廃棄された後に建造物と農場が「再利用」された痕跡を「存続」と取り違えた、とする批判が出された。A. チエルニア (Tchernia) とM. チエルツァ (Celuzza) の指摘⁽⁸⁷⁾がそれである。さらに〈D. 2-4〉の消滅とセッテフィネストレ=ウイラのクロノロジーとの整合的解釈を図ったC. パネルラ (Panella) は、「取り違い」の指摘に続いてさらにその背後に、最終的な廃棄=ウイラ体制の解体に至る以前に、エトルーリア、カムパニニアの別を問わずイタリア=ウイラに一般的な現象として進行した、「果樹→穀物」の作付け変更とそれに伴うウイラ経済の構造変化の可能性を指摘した⁽⁸⁸⁾。

一方A. カランディーニ (Carandini) は、アウグストゥス期とフラーウィ一期の両時期に於けるオステニア市場でのイタリア葡萄酒の比重変化、即ちアウグストゥス期=60% (この内〈D. 6〉に拠る北イタリア産が23%) に対して、1世紀後半のフラーウィ一期は34.3% (テュレニア海沿岸産の〈D. 2-4〉は29.4%) に落ち込んだことを挙げて、既に早くも『パックス・アウグスタ』下に開始され

たイタリア＝ウィラ経済の不振とそのさらなる進行を指摘した⁽⁸⁹⁾。さらにセッテフィネストレ＝ウイラをモデルとして、それをイタリア全体のウイラ経済に拡大して、次の如き大土地所有制の展開と帰結の一般図式を引き出した。

(1) イタリアの主要型アムフォラ、〈D. 2-4〉、〈D. 6〉⁽⁹⁰⁾ 両者の略々時期を同じくした消滅は、デュレニア海・アドリア海に於ける「葡萄酒商業の終焉」(la fine del commercio vinario) を意味した。
 (2) この「葡萄酒の危機」(crisi del vino) は、勿論、ウイラそのもの危機ではなかった。両者は決して同時現象ではなかった (non vi è dunque sincronia) が故にである。トーラーヤース期にはなお、エミリア地方、ティベリス流域、カムバーニア地方で大銘酒を大々的に生産したウイラの活動が認められるにしても、その後この両型アムフォラが姿を消す「A. D. 130」頃を境に、「果樹栽培→穀物栽培・畜産」への構造的変化とウイラ解体への道が進行した。

(3) 葡萄酒はもはやイタリア農村の主要生産物ではなくなり、エトルーリアからカラブリアにかけて、ウイラの40%が閉鎖された。

(4) アントニーニー一期以後、もはや如何なる高級酒(vino scelto) も「新たに」現れる事はなかった。かくしてウイラは、牧畜・森林・穀物栽培を選ぶことで終わった。それ迄「約4世紀間」にわたってイタリアのウイラ経済を担い続けた大規模な葡萄栽培の「終焉」(la fine della grande produzione vinaria)、「奴隸制大規模協業」(la grande cooperazione schiavistica) の「終焉」であり、これらはアントニーニー末期・セウェーリー初期に、一般的現象としてのウイラの廃棄となって現れた。

(5) この「農業危機」は直ちに都市の経済危機を招來した。従ってアントニーニー諸帝の「黄金時代」(l'aurea età degli Antonini) は、その実イタリアにとっては、「崩壊期」(il momento della rovina) に他ならなかつた⁽⁹¹⁾。

従って、カムバーニア＝ウイラに関する新知見を踏まえた以上の諸学説にあっては、何れにせよウイラの衰退と最終的解体が2・3世紀の交を起点として設定され、その結果〈D.2-4〉の消滅との間に、半世紀から1世紀近くの時間的なずれが生じることになった。この両者が陥ったアポリアに対してカランディーニは、セッテフィネストレ＝ウイラをモデルにして拡大化を図り、この時間的空白こそが、「ウイラ経済の構造的な変化が進行した時代」であった、と見做した⁽⁹²⁾。

だが併し、このカランディーニの新説にもまた、新たな疑問が生じるのは否めない。その第一は、トーラーヤース・ハドリアース期を起点とする「果樹栽培→牧畜・穀物生産」及びそれに伴う「奴隸制→小作制」の「構造的変化」がイタリア＝ウイラに果たして何処まで進行したのか、つまり、カランディーニがモデルと見做したセッテフィネストレ＝ウイラが時間と空間の両者に於て何処まで一般化可能なのかであり、第二は、それにも拘らずトーラーヤース・ハドリアース期以後もなお、葡萄・オリーヴ栽培は存続し、イタリアでは漸く2・3世紀交のアントニーニー末期からセウェーリー期に至って、正に一般的現象としてウイラの廃棄乃至放棄とそれに伴う〈フンドウス〉それ自体の解体が招来された事実は如何に説明され得るのか、である⁽⁹³⁾。

これに対処するには、新たなモデルを、而もイタリア最大の葡萄・オリーヴ栽培地帯であったカムバーニア＝ウィラ（但し「A. D. 79」⁽⁹⁴⁾を初めとして紀元後1世紀の内に姿を消した事例は視野外に置かれてよい）に模索の必要があろう。この好個の事例を提供すると考えられるのが、ファレルヌス地方で、最近漸くその全貌（成立、展開、終焉）が明らかになった二つのウィラであり、而もこの両ウィラは、葡萄栽培地帯の最中にありながら（e. g., Strab. V, 3, 6; 4, 3; Liv. XXII, 15, 2; Plin. N. H. III, 60; XIV, 62 et al.）、プリニウス（大）が労働経費を計算に入れれば「割に合わない」作物の代表例に挙げたオリーヴ栽培（Plin. N. H. XVIII, 38）を専らとした、紛れもなく恒常的な商品生産の奴隸営舎を擁したウィラ（中程度規模）であった。

(i) 『サン・ロッコ（San Rocco）＝ウィラ』（図 III）

前1世紀初頭の創設になる小規模ウィラ（Period I）は、前50年頃（Period IA）に部分的な改裝がなされた後、前30年頃、壁面の一部だけを残して略々完全に撤去し、新たにドムス・ルスティカ両者を持つウィラに全面的に改築された（Period II）。それ迄恐らく葡萄酒の屋外熟成に利用されたと思われるドーリウム（但し〈Period I-IIA〉には搾汁装置の痕跡が残されていないこともあり、この段階で果たして葡萄栽培がなされていたか否かは確認出来ない）を封鎖し、その上に新たに拡張されたアトリウムをもつドムス、搾油・沈澱施設と奴隸居室を中心として家畜小屋、紡績・織布施設の他、屋外には打穀場を設け、前段階とは比較にならない規模の、オリーヴ栽培を中心とした紛れもなく奴隸制直営の〈スブルバーナ〉型ウィラとしての態勢が整えられた。次いで紀元後50年頃、外壁はそのままにして内部が部分的に改造された（Period IIA）。痕跡が残された最後の改築である。即ちルスティカ部分で最も重要な変化は、それ迄疑いもなく奴隸用に当てられていた居室・寝室・便所を全面的に撤去して、煉瓦・タイル生産の瓦窯2基、作業場、貯水槽が新たに設置され、奴隸用の部屋は家畜小屋の上階に設けられたことである⁽⁹⁵⁾。

これら2基の新設瓦窯は、その規模からして間違いないに市場を前提として專業化された奴隸労働による恒常的な商品生産の場であり⁽⁹⁶⁾、このことは共和政最末期に於けるオリーヴ栽培を中心としたウィラ経済全体の拡大の上に、後1世紀中葉に至って、もはやオリーヴ栽培の拡大化によってではなくして、副次的収入源の新設によって経済的な拡充が図られたことを意味した。而もこのような瓦窯の併設は、サン・ロッコ＝ウィラのみの特殊事例では決してなかった⁽⁹⁷⁾。

この間には当然所有主の交代があった筈だが、所有主が誰であったか、最初から最後まで全く不明なばかりか、消極的な推定手懸りさえも残されていない。

この〈Period IIA〉が『ウィラ』としての定在痕跡の最後であり、以後廃棄に至る迄ドムス、ルスティカ両部分とも、建造物・施設に手が加えられた形跡は全く残されていない。サン・ロッコ＝ウィラは従って、1世紀中葉以来、オリーヴ栽培と〈opus doliare〉生産を中心にそれに穀物栽培を加えた態勢を最後迄維持した、と見做されねばならない。だとすれば、「最後」は何時であったか。デブリとしてのみ残る生産活動と生活の痕跡に拠る以外に方法はないのだが、これらの逐次的検討は不必要であり、ウィラの活動停止に向けての時期特定に好個の手懸りを提供するものとして、

次の2事例が取り上げられるだけでよい。経済生活と日常生活を直截的に表現するアムフォラと食卓器である⁽⁹⁸⁾。

アムフォラは、疑いもなく周辺ウィラから持ち込まれたと思われる葡萄酒用の〈D. 2-4〉が比較的多く（口縁部17、把手8断片）、この他には、〈Period II〉に含まれた小型の〈Schöne-Mau Form XXXV=Pompeii XXXV〉⁽⁹⁹⁾が1例、ウィラの廃棄後テラスが農地として耕されたため〈Period II-IIA〉の層が破壊された、時期層不詳箇所の〈Ostia L〉⁽¹⁰⁰⁾2例（口縁部）が残された。後二者は1～2世紀に属するアフォラ型であり、同様にウィラでの消費用に他から持ち込まれたものであった。単純に数量からだけみれば、ハドリアヌス期以後葡萄酒需要が落ち込んだと言えるかもしれないが、これからだけでは何とも言えない。

同様に時期層破壊箇所に残された〈D. 38 vel 39〉=〈Ostia LXIII; Beltrán IIA〉⁽¹⁰¹⁾、及び〈Ostia LVIII; Beltrán IIB〉⁽¹⁰²⁾の各1例は、バエティカ最南部から送り込まれた水産加工品アムフォラである。専らガルム（魚醤）に使用された前者のオスティア例は、フラーウィー期乃至1世紀最末期、魚ペースト用の後者はティベリウス／クラウディウス期～2世紀中葉に属し、この両者とも3世紀以後までイタリアに送り出された痕跡は残していない⁽¹⁰³⁾。

これら以上に示唆的なのがオリーブ油アムフォラである。その一つが〈トリポリ型〉シリーズ(Tripolitanian Form I-III) の内の〈Form III〉=〈Ostia XXIV〉2例、今一つがテュニジアに生産地が特定されている〈アフリカ型〉に属する〈African IIB〉=〈Ostia III〉7例である。前者は生産と流通が比較的長期間に及び、オスティア=デボジットに抛って言えば、初出例がフラーウィー期に属し3世紀に入って減少を示しつつ同世紀の中葉を以て最後とした⁽¹⁰⁴⁾。時期層不詳箇所に混在したため、ウィラ到着の時期は不明だが、もし〈Form III〉の「比較的早期段階」に属するものであったとすれば⁽¹⁰⁵⁾、ウィラ自身がなおオリーブ栽培を続けていた正にその間に、北アフリカ産のオリーブ油が（この時点では恐らくドムス用に）使用されたことになる。サン・ロッコに比較的多く残された後者の大型アムフォラもまたオリーブ油に利用されたものであり⁽¹⁰⁶⁾、イタリアでは3世紀最初の10年間に初めて現れ、オスティア=デボジットのオリーブ油アムフォラとしては、3世紀後半から4世紀にかけての最普及型であった⁽¹⁰⁷⁾。従ってその受け入れはウィラの廃棄直前のことであり、最終段階では、市場向けのみならずオイコス目的でさえ既にオリーブ栽培を停止していたことが推測された⁽¹⁰⁸⁾。

第二は食卓器、とりわけシギルラータであり、その一つが、後期イタリア型⁽¹⁰⁹⁾である。次のボストー=ウィラ⁽¹¹⁰⁾に比して事例数は少なく、〈Period II / IIA〉に2例が知られるだけで、他は断片のみである（脚部1・口縁部5・底部1・腹部11の各断片）。併しそれでもなお、1世紀中頃に出現し2世紀初乃至遅くとも同世紀中頃迄に消え去った⁽¹¹¹⁾この事例は、サン・ロッコの活動時期に一つの指標⁽¹¹²⁾を提供する。これとは対照的に食卓器の大半（口縁部124例、底部21例、腹部54例）を占めたのが、今やその編年が明らかとなったアフリカ起源の〈RP〉である。2・3世紀のイタリア、とりわけ農村部の遺構に広範囲にわたって頻繁に現れる⁽¹¹³⁾この型の内、サン・ロッ

コでは2世紀中葉以前の型——J. W. ヘイズ (Hayes) の分類と編年によれば⁽¹¹⁴⁾「1世紀末—2世紀末に属する〈Form 6A-B, 29-31〉、「2世紀初—中葉」の〈Form 7B, 31-33〉の他、〈Form 38, 21-25〉(c. A. D. 75-150)、〈Form 8A, 33-35〉(c. A. D. 80 / 90-160+) が現れる——はそれ程多くはない(全21例)。他の全ては「2世紀後半」が割り当てられた〈Form 8B, 33-35〉、「2世紀末乃至3世紀初」の〈Form 28, 51-53〉を初めとした諸型、〈Form 9A-B, 35-37〉(c. A. D. 100-160+)、〈Form 14B-C, 39-41〉(c. A. D. 160-200+)、〈Form 27, 49-51〉(c. A. D. 160-220) であり、「3世紀初」を最後にして、以後の諸型は現れない⁽¹¹⁵⁾。

以上総じて言えば、サン・ロッコ=ウィラはハドリアーヌス期以後も市場を前提としたオリーブ栽培ウィラとして奴隸制を維持し、1世紀中葉に新設された副次的収入源としての瓦窯もまた、疑いもなく奴隸労働によって維持された。従って遺構それ自体に拠る限りでは、オリーブ栽培を専らとしたウィラにあってもまた、「果樹→穀物・畜産」＝「奴隸制直営→自由人小作制」の変化は看取され得ず、奴隸営舎のままで2世紀末乃至3世紀初に至って全ての生活の痕跡を消したことになる。ウィラとしての定在それ自体の廃棄である。併し、コルメルラ、プリーニウス(大)がイタリア奴隸制果樹栽培の不振現状を伝えたのと略々時期を同じくして⁽¹¹⁶⁾、オリーブ栽培の拡大によってではなくして副次的収入源の新設によってウィラ経済の維持乃至拡大が図られたことそれ自体が既にそうなのだが、〈Period IIA〉を最後に、以後如何なる変化も加えられていないことから推して、消極的にではあるが、ウィラの経済的活力がその後とりわけ2世紀に入って弱化していたことは否めない。事実また、ドムス西側擁壁の倒壊箇所に埋もれたデーナリウス貨7枚の内、『TRAIANVS』(A. D. 106-111) が最古、『FAVSTINA』(A. D. 145-161)、『MARCVS AVRELIVS』(A. D. 159-160) が最新であり、このことは、アントニーニー後期に倒壊したこの箇所が、その後もはや修復されることなく放置されたことの証になるであろう⁽¹¹⁷⁾。

(ii) ポストー=ウィラ(図IV)

モンテ・テレフォノ(Monte Telefono)山麓の、アッピア街道に沿った現ポストー集落(Posto)の近くに残る今一つのウィラ(サン・ロッコ=ウィラから1粡足らず)もまた、略々同様な性格と歴史を持った。4年(1962~1965)に及んだ調査によって明らかになったのは、全3期にわたる増改築の跡であり、夫々の概略は次の如くである⁽¹¹⁸⁾。

〈Period I / IA〉

全6室(内1室には貯水槽)よりなる〈L〉字形の家屋と中庭を取り囲んだ圍壁を持つ最初の小規模なウィラは、礎石工法と層位によって「前2世紀末~前80年」の間に創設が特定され(Period I)、その後「前50年頃」に部分的に改造(Period IA)されたことが明らかになった⁽¹¹⁹⁾。即ち、排水溝・擁壁に付加された扶壁の新設に加えて、圍壁に接合する形で中庭に面して2室が新設された。この部屋が何に使用されたか(奴隸部屋か貯蔵室か)は不明だが⁽¹²⁰⁾、人的にであれ物的であれ、とにかく前1世紀中葉にウィラの拡大がなされたことだけは確かである。但し日常生活品のデブリが残るだけで、搾汁・搾油装置の基台を初め当然あった筈の生産施設がその後の改築に際し

て完全に撤去されているために、経済生活の復元は不可能である。

〈Period II〉

次いで「前30年頃」、サン・ロッコと時期を同じくして、略々全面的な改築によって拡大化が実現され、この段階で初めてオリーヴ栽培ウィラとしての定在の痕跡が明確な形で残された⁽¹²¹⁾。居住部分は計10室に拡張され、その北側に水導・貯水の施設が新設された。この家屋部分の拡大に照応して、南側テラスもまた〈Period I / IA〉の構造をそのまま取り込んで拡張された。併しこの期の最も注目すべき遺構は、中庭の障壁に沿って設けられた搾油装置の基台とオリーヴの沈殿・分離槽である。従ってポストー=ウィラもまたその規模から推して、サン・ロッコと全く同様に、疑いもなく奴隸労働に立脚した果樹栽培ウィラ（中型）であった。但し打穀施設は定かでない。

〈Period III〉

その後ウィラはさらに、「後1世紀中頃」、サン・ロッコと同様に今一度改築によって拡大化の跡を残した⁽¹²²⁾。居住区の改築（最も目立つのが温・冷両浴室の新設）と生産施設の拡充である。その主たる変更の一つは、中庭囲壁（Period I / IA / II）の撤去による農作業空間の拡大（555.18m²）であり、今一つが既設のそれに加えて第二の、比較的大規模な製油施設の新設であった。即ち居住区の東側2室を改造して、1室に大型搾油装置——石灰岩の基台（直径1.20m×高さ1.25m）——と流油溝を設け、隣室を分離槽（2基）に改造し、今やウィラは2ヶ所に搾油施設を有するに至った。従って1世紀中葉にオリーヴ生産規模の拡大、それ故当然のこととして奴隸営舎の拡大によって、市場向け生産を基軸としたウィラの経済的拡大が図られたことが知られた。

併しポストー=ウィラもまた、この改築が遺構から復元され得る最後であり、以後果樹栽培中心の奴隸営舎としての態勢は維持したにも拘らず、1世紀以上は続かなかった。生活の跡を証言する日常調度品（ランプ、コップ、皿、ボウル、水差し、鍋等々）が、既に早くもアウレーリウス期、「160年乃至若干後」を最後として完全に消え去ったからである⁽¹²³⁾。テラコッタ・ランプは、「A. D. 100-200」が割り当てられる2事例が最後であり⁽¹²⁴⁾、『後期シギルラータ』（口縁部・底部・腹部断片全22例）も、「1世紀中葉～2世紀中葉」を以て最後とした⁽¹²⁵⁾。アフリカ起源の〈RP〉もまた、〈Form 9A, 35-37〉(c. A. D. 100-160+)、〈Form 14B, 39-41〉(c. A. D. 160-200+)、〈Form 16, 41-42〉(c. A. D. 150-200+)以後の型は現れない⁽¹²⁶⁾。

従ってポストー=ウィラもまた、直ぐ近くのサン・ロッコ=ウィラと同様に、共和政最末期に、市場向け生産のオリーヴ栽培ウィラとしての定在を明確な形で打ち出し、1世紀中頃に生産規模の拡大化を実現した。ハドリアーヌス期及びそれ以後に於てもまた、奴隸労働依拠のウィラ=ルステイカが維持され、生産施設と生活の痕跡が残された。併しこの態勢もまた決して永続的ではなく、2世紀後半に入つて、その歴史を閉ざした⁽¹²⁷⁾。

だが併しウィラそのものは、その後約2世紀間にわたつて一旦放置された後、その一部が4世紀後半に入つて再利用された痕跡を残した（再居住の最初の痕跡は「A. D. 360 / 370」）。即ち旧遺構の東側一部を改造した他、旧製油装置を部分的に再利用した痕跡が残る〈Period IV〉がそれであ

る。併しこの再利用も長続きはしなかった。5世紀末～6世紀初に再び放棄され、以後廃墟への道を辿った⁽¹²⁸⁾。とはいえたこの期、〈Period IV〉がわれわれに示唆的なのは、この時期に至って初めて、直接外壁に沿って、他ならぬウィラのテラス内に墓（計8基）が設けられたことである。このこと自体、顕著な、而も正に一般的な現象として検証された同時期のヒスパニア＝ウィラ⁽¹²⁹⁾と共に、古代的なものからの〈理念的〉な決別をさえ予告する（と筆者は考えるのだが）だけに重要な点だが、もはや完全に別問題である。

（四）

エトルーリア、ラティウム、カムパニアのチュレニア海沿いイタリア果樹栽培ウィラに関して、個々の調査結果を集約的に整理したサーヴェイを中心とした以上の瞥見は、かくして、次の一点にその収束を見ることになる。

即ち、なる程ハドリアーヌ期を最後とした〈D. 2-4〉の地中海市場からの「事実上の消滅」それ自体は、疑いの余地なき事実として承認されねばならない⁽¹³⁰⁾。併しそれにも拘らず、ウィラはしばしば、一方では廃棄、併し他方では拡大改築を折込み乍ら、ハドリアーヌ期以後も存続したばかりか新設さえされた。葡萄栽培を専らとした、乃至葡萄・オリーブ混合栽培のみならず、オリーブ栽培を専らとしたウィラにとってさえ、2世紀の第2・4半世紀は、決して構造的変化の画期ではなかった。それ故、一方では〈D. 2-4〉の激減と消滅、他方ではウィラの存続なる、アムフォラ・ウィラ両研究の進捗によって初めて明らかにされたこれらの事実関係を以てする限り、一般的な傾向としては経済的に下降現象を示しつつもなお、ウィラ態勢そのものは2世紀後半に始まり、同世紀末・3世紀初に正に一般現象として進行した放棄に至るまで維持された、とせざるを得ない。

〈D. 2-4〉アムフォラの後退・消滅と略々時期を同じくして、葡萄・オリーブ栽培の停止と畜産・穀物への転換を示したセッテフィネストレ＝ウィラは、従って、「構造的転換」に有力な示唆は提供しても、イタリア＝ウィラ一般に迄拡大化され得るモデルにはなり得ない。そればかりではない。以上の瞥見によってだけでも既に明らかになったのは、地中海市場からのイタリア農産物の後退現象とウィラの廃棄との間の大幅な「時間的喰違い」なる、新たな重大問題であった。即ち、一方では『パックス・ローマーナ』下の地中海流通に支配的であった〈D. 2-4〉の消滅、他方ではそれにも拘らざるウィラの存続事実なる、先行諸学説にはなお充分な説明が見出せなかつた《アポリア》（打開への新解釈にも拘らず）⁽¹³¹⁾である。

しかも2世紀後半以降、とりわけ同世紀末から次世紀に至って、イタリア＝ウィラの正に一般的傾向として進行したことが今や明らかになった、果樹栽培の放棄乃至ウィラそれ自体の廃棄は、〈D. 2-4〉による市場生産を専らとした葡萄栽培だけの問題では決してなかった。カムパニア＝ウィラの新知見によれば、同様に奴隸營舎を擁した大々的なオリーブ栽培の2ウィラ（内一つは疑いもなく副次的収入源としての粗陶器生産の瓦窯を取り込んだ）もまた、〈ウィラ〉としての終焉は時

期を全く同じくした。

従ってこの限りで最低限間違いないしに云えるのは、大力トーレの『農書』*De agri cultura M. Porci Catonis*を現存初出ラテン史料とし、諸ウェイラにその直截的表現が残された前2世紀後半以来、地中海市場を前提として奴隸労働の収奪を専らとしたイタリア＝ウェイラ態勢が、早くも2世紀後半～3世紀に至って批判的時代を迎えたことである。

註

- (1) 拙稿「〈ドレッセルI型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2(2000) 1－23頁参照。形状については、同「果樹栽培ウェイラとアムフォラ瓦窯」同誌1(1999) 図1 (19頁) 参照。
- (2) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* (London / N. Y. 1986 ; Repr. 1991), 105-6; Fariñas del Cerro et alii, ‘Contribution à l'établissement d'une typologie des amphores dites «Dressel 2-4»’, in: *Méthodes classiques et méthodes formelles dans l'étude des amphores*. Actes du colloque de Rome, 1974 (Rome 1977), 179-206; Tchernia, A., ‘Les amphores vinaires de Tarraconaise et leur exportation au début de l'Empire’, *Arch. Esp. Arq.* XLIV (1971), 38-85; Id. et Zevi, F., ‘Amphores vinaires de Campanie et de Tarraconaise à Ostie’, in: *Recherches sur les amphores romaines*. Actes du colloque de Rome, 1971 (Rome 1972), 35-67; Beltrán Lloris, M., ‘Problema de la morfología y del concepto histórico-geográfico que recubre la noción tipo. Aportaciones a la tipología de las ánforas beticas’, in: *Méthodes classiques* cit.112-7; Tchernia, A. et Villa, J.-P., ‘Note sur le matériel recueilli dans la fouille d'un atelier d'amphores à Velaux (Bouches-de-Rhône)’, *ibid.* 231-5; Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule narbonnaise* (Paris 1985), 124, 127.
- (3) Callender, M. H., *Roman Amphorae, with Index of Stamps* (London 1965), 12.
- (4) Zevi, F., ‘Appunti sulle anfore romane: la tavola tipologica del Dressel’, *Arch. Class. Rivista dell'Ist. di Arch. dell'Univ. di Roma* XVIII (1966), 215. なおツェヴィは、ドレッセルが〈D.3〉の類似型と見做したローマ例(C.XV,4585)のコーンスル年、「A.D.146」は他例に照らしても遅すぎる、として当該例の〈D.2-4〉からの排除を提言した。Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* (Paris 1986), 261.
- (5) F. ツェヴィ、A. カランディーニ、Cl. パネルラ等、最近の諸研究に関する学説整理は、Tchernia, A., *op. cit.* 260-4 参照。併しその後、1980年代に入って、型研究と組成分析の進捗に情報量の急増が加わって、〈D.2-4〉は事実上消滅したにしても完全には消滅せず、数量的にはもはや以前と比較にならないまでも、2世紀の第1・4半世紀以後も存続したことが明らかにされ、今や下限は3世紀前半にまで下げられつつあるが、それと同時に、〈D.2-4〉に代わる

地方的なヴァリアントの存在もまた、最近漸く明らかになり始めた。この新知見については、後に今一度言及を予定している。Arthur, P. and Williams, D., ‘Campanian Wine, Roman Britain and the Third Century A. D.’, *JRA*. V (1992), 250-60.

- (6) 拙稿「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制——ローマ『農書』の再検討——」『別府大学紀要』42 (2000) 31頁、同「ローマ＝ウィラ経済の展開と地中海流通」同『大学院紀要』3 (2001) 1、12—3頁、同「《ドレッセル II-IV型》アムフォラの消滅とヒスパニア＝ウィラ」『史学論叢』31 (2001) 1頁。
- (7) これらの農書に関して言及しておかねばならないのは、前2世紀、まさしくイタリア＝ウィラ経済の展開に照応してサセルナ父子、スクローファ両農書が著わされた他、後にコルメルラが「農事の父」*'rusticationis parens'*と呼んだカルタゴ人、マーゴーの農書（全28巻）が元老院議決によってラテン訳されたことである (*Colum. De r. r. I, 1, 13; Plin. N. H. XVIII, 23*)。これらは何れもその後の農書に於ける言及、引用によってのみしか残らない。因みに筆者が使用したのは、次の校訂本である。Speranza, F. (collegit, recensuit), *Scriptorum romanorum De rerustica reliquae I: ab antiquissimis temporibus ad aetatem Varronianam accedunt Magonis De agri cultura fragmenta*. Biblioteca di Helikon VII (Messina / Roma 1974²).
- (8) Cf. e. g., White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 18-32.
- (9) Iuli Frontini *De agrorum qualitate, De controversiis, De limitibus, De controversiis agrorum*; Agennii Urbici *De controversiis agrorum*; Siculi Flacci *De condicionibus agrorum*; Hygini Gromatici *De limitibus constituendis* = in: Blume, F., Lachmann, K. u. Rudorff, A. (hrsg.), *Die Schriften der römischen Feldmesser* I (Berlin 1848; ND. Hildesheim 1967).
- (10) Palladius, *Traité d'agriculture (Opus agriculturae)*, texte établi, traduit et commenté par R. Martin, I (Paris 1976), xx-xxxix; White, K. D., *op. cit.* 30-31.
- (11) この史料事情はそれだけでも既に、別の意味で、共和政中期以来アグロノーム諸誌が果樹栽培と奴隸制を主題とし続けたイタリア＝ウィラ経済が、ハドリアーヌス期以後陥ったであろう総体的不振と地中海経済に於ける比重低下の実状を消極的ながら反映するものであった、と見做され得るであろう。
- (12) Carandini, A., ‘Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino’, in: D ‘Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome: Studies in Archaeology and History* (Rome 1980), 9; Id., ‘Sviluppo e crisi delle manifatture rurali e urbane’, in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica* II (Roma / Bari 1981), 252; Id., ‘La villa romana e la piantagione schiavistica’, in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 115-7. 拙稿「《ドレッセル I型》

アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培』『別府大学大学院紀要』2 (2000) 5頁参照。

- (13) Carandini, A., 'Roma imperialistica: uno caso di sviluppo precapitalistico', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit.11-9.
- (14) Rostovtzeff, M. *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926) =abbr. *SEHRE*. 190-1; Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart 1891; ND. Amsterdam 1966), 234-5.
- (15) この存在（而も単数形表現）は、アグロノーム諸誌検討の別稿で改めて言及される。
- (16) この存在に関する碑文研究としては、村川堅太郎氏の先駆的研究がある。「属州アフリカの皇帝領」『羅馬大土地所有制』（社会構成史体系2、日本評論社 1949）111-136頁所収。
- (17) "Pro salute / Augusti n. Imp. Caes. Traiani principi / totiusque domus divinae / optimi Germanici Parthici". 当該碑文の時期特定 (A.D.116-7) については、次の文献参照。 Haywood, R. M., 'Roman Africa', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* IV, 98; Kehoe, D. P., *The Economics of Agriculture on Roman Imperial Estates in North Africa* (Göttingen 1988), 28; Flach, D., 'Die Pachtbedingungen der Kolonen und die Verwaltung der kaiserlichen Güter in Nordafrika', *ANRW.* II, 10, 2 (Berlin 1982), 430. さらに、「Parthicus」(20. oder 21. Febr. 116) については、Kienast, D., *Römische Kaiserstabelle: Grundzüge einer römischen Kaiserchronologie* (Darmstadt 1990), 123参照。
- (18) 本稿はC. VIII, 25902の他、次の校訂本に拠った。Riccobono, S., *FIRA*² (Firenze 1968), No. 100; Girard, P. F., *Textes de droit romain*⁶ (Paris 1937), 199ff.; Haywood, R. M., *art. cit.* 89-94; Kehoe, D. P., *op. cit.* 29-37; Flach, D., 'Inschriftenuntersuchungen zum römischen Kolonat in Nordafrika', *Chiron* VIII (1978), 477-84. 他の三碑文を含めた碑文研究史は、Flach, D., 'Die Pachtbedingungen' cit. 428-9参照。なおこれらのテクストでは、破損・欠字箇所の補填と省略部分のディヴェロップは夫々が異なった形式で示されているが、本稿はその煩雑さを考慮して、当該箇所をイタリックにして引用する。
- (19) 当該碑文では〈subcesiva〉として現れる — 'eis eos agros qui / sub / cesiva sunt excolere permittitur' (C. VIII, 25902, I, 7-8) — 丘陵地、湿地、地味劣悪地等、土地計測から除外された未配分の未耕地に関しては、Flach, D., 'Inschriftenuntersuchungen' cit. 454; Kehoe, D. P., *op. cit.* 37の他、次の諸文献参照。Rudorff, A., 'Gromatische Institutiones', in: *Die Schriften der römischen Feldmesser* cit.II (Berlin 1852; ND. Hildesheim 1967), 390-4; Hinrichs, F. T., *Die Geschichte der gromatischen Institutionen. Untersuchungen zu Landverteilung, Landvermessung, Bodenverwaltung und Bodenrecht im römischen Recht* (Wiesbaden 1974), 131-6; Dilke, O. A. W., *The Roman Land Surveyors* (Newton Abbot 1974), 94.
- (20) 差当りここでは、「奴隸制=直営果樹栽培」、「分割地小作制=穀物栽培」の図式的な理解だ

けが問題であり、小作制それ自体並びに奴隸制との関係、とりわけ北アフリカの〈コロニー〉が、イタリアの果樹栽培ウイラに実現された集団労働の奴隸制とは異なるか乃至はそれを克服する生産の様式を意味した、と見做し得るか否か、M. Rostowzew, *Studien zur Geschichte des römischen Kolonats* (Leipzig / Berlin 1910), 313-402; Id., *SEHRE*. 321-2以来の論議に迄立ち入った検討は不必要である。因みに学説整理としては、Kehoe, D. P., *op. cit.* 20-27の簡潔にして要を得た整理を参考されたい。

- (21) Cf., Kehoe, D. P., *op. cit.* 48-52; Flach, D., ‘Die Pachtbedingungen’ cit. 443-56; De Martino, F. (dt. Übers. von B. Galsterer), *Wirtschaftsgeschichte des alten Rom* (München 1991), 277-283.
- (22) ‘Ex fructibus, qui eo loco nati erunt... / ... partes e lege Ma / nciana praestare debebunt hac condicione coloni’ ; ‘ex / consuetudine Manciana, cuiusque gene / ris habet, praestare debebunt: tritici ex a / ream partem tertiam, hordei ex aream / partem tertiam, faba ex aream partem qu / artam, vini de lacu partem tertiam, ole / i coacti partem tertiam’ .
- (23) 葡萄は育苗に1年、植込後収穫迄に2年の計3年と多額の出費（7ユーベラの新設葡萄園で、2年間の無収入期間の利息を入れて32,480HS.）を必要とした（Colum. *De r. r.* III, 3, 9）。一方オリーブは、果樹の内最低の出費で間に合ったが（*ibid.* V, 8, 1）、成長が遅く、育苗に5年、植込後最初の摘果迄7年を要した（Plin. *N. H.* XV, 3）。Cf., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leur conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 372; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies* (Cambridge 1974), 33-4 n. 4, 39-40; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 225-37.
- (24) Cf., Haywood, R. M., *art. cit.* 94-5; Kehoe, D. P., *op. cit.* 55-63; Flach, D., ‘Inschriftenuntersuchungen’ cit. 461-70.
- (25) ‘Eos agros qui sunt in paludibus et / in silvestribus instituendos olivetis / et vineis lege Manciana’.
- (26) ‘Om / nes partes agrorum, quae tam oleis aut / vineis quam frumentis aptae sunt, ex / coli iubet’.
- (27) ‘De oleis, quas quisque / in scroibus posuerit aut oleast / ris inservierit, captorum fructuum / nulla pars decem proximis annis exigetur’. C. VIII, 25943: Aën-Wassel: ‘De oleis, quas quisque aut in scro / bibus posuerit aut oleastris inse / rverit, captorum fructuum nulla pars / decem proximis annis exigetur, / set nec de pomis septem annis proximis’ (III, 7-11).
- (28) 本稿では、これ自体に立ち入ることはない。
- (29) C. II, 5181; *Eph. Epigr.* III (1877), 166sqq.; ILS. 6891; Bruns, C. G. (ed.), *Fontes iuris romani antiqui* (Tübingen 1909⁷), 112.拙稿「ローマ帝政期における鉱山《COLONVS》—

LEX METALLI VIPASCENSIS考 —」『西洋史学論集』XVI (1967), 1–15頁参照。なおその際参看出来なかった碑文研究及びその後刊行の新文献を、この機会に挙げておく。Mispoulet, J.-B., ‘Le régime des mines à l'époque romaine et au moyen âge d'après les Tables d'Aljustrel’, *Nouv. Rev. Hist. de Droit Franç. et Etr.* III (1907), 345-537; Flach, D., ‘Die Bergwerksordnungen von Vipasca’, *Chiron* IX (1979), 399-448.

- (30) 素より都市共同体における土地所有関係は、当該都市の市民のみによって排他的に構成されたわけでは決してない。トラーヤーヌス帝期、共同体的土地所有関係の好個の史料たる『アリメンタ表碑文』に看取される、ウェレイア (Veleia) における他都市市民及び〈res publica〉の名による他都市の土地所有、並びに当該所有地に対する、〈都市〉ウェレイアの名による抵当権の行使を例として挙げておこう。拙稿「1世紀後半－3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造（3）」『歴史学・地理学年報』13 (1989) 89–120頁参照。
- (31) 何によってそれが招来されたか、原因について両碑文には言及がないが、恐らくその一因に、果樹の更新を初め入念な手入れを必要とした (Colum. *De r. r.* III, 4, 1ff.) 果樹栽培に頻繁に起こり得た収益の低下があったことは否めない。1世紀後半～2世紀初のイタリアで顕著化する同様の傾向に関しては、別に稿を改めて言及する。
- (32) 〈Henchir-Mettich〉 碑文のトラーヤーヌス所領、fundus Villae Magnae Varianaeでは併し、無花果・オリーブと葡萄とでは小作料免除の前提条件が異なった。猶予期間の相違は、疑いもなく育苗と結実までの期間を考慮に入れたことによるが、無花果畠は〈lex Manciana〉の施行以後に新設されたものが対象とされ (II, 20)、オリーブは「未耕作地」のコローヌスに対する育苗と耕作の許可 (III, 2-4)、従って何れも新設果樹園であった。これに対して葡萄栽培に関する猶予措置の条件は、「元葡萄畠」であった場所の再開発であった (II, 24-25: ‘vineas serere / colere loco veterum permittitur’). だとすれば、ことはそれ程単純ではない。何故ならば、放置されたままになっていた元葡萄栽培地には、ただ単に積年の不振乃至不作の結果としての放置のみならず、今一つの要素が勘案されねばならなくなるからである。即ち、イタリア葡萄栽培振興策として葡萄園の新設を禁止し、既設葡萄園の半分の破壊を命じた、とされる『ドミティアヌス勅令』 (Suet. *Domit.* VII, 2; XIV, 2) がそれであり、「市場競争」学説 (Rostovtzeff, M., *SEHRE*. 189-190) の如く、アフリカに於ける勅令の有効性に関して当該の〈lex Manciana〉を史料根拠となし得るや否やの論議 (Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 221-233; Kehoe, D. P., *op. cit.* 41-3は否定的) が絡むことになるからである。併し、差当りここで、小作制と果樹栽培との関係が確認されたことで充分であり、〈lex Manciana〉の背後関係にまでは立入らない方が賢明であろう。『ドミティアヌス勅令』それ自体及びその拘束力をめぐる論議に関しては、次の諸文献参照。Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Trajano* (Louvain 1958), 256-64; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire* cit. 35 n. 4; Deman, A., ‘Matériaux et réflexions pour servir à une étude de développement et du

- sous-développement dans les provinces de l'Empire romain', in: *ANRW.* II, 3 (1975), 60 n. 183; Levick, B., 'Domitian and the Provinces', *Latomus* XLI (1982), 66ff.
- (33) C. VIII, 26416; 25943.
- (34) Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 263; Neeve, P. W. de, *Colonus. Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 122.
- (35) Cf., e. g., Hopkins, K., 'Taxes and Trade in the Roman Empire (200 B. C. -A. D. 400)', *JRS.* LXX (1980), 101-25; Parker, A. J., 'Shipwrecks and Ancient Trade in the Mediterranean', *Arch. Rev. Camb.* III (1984), 99-113; Id., 'The Wines of Roman Italy', *JRA.* III (1990), 325-31.
- (36) Edict. Dioclet. II, 1-19: *Item de vinis*; III, 1-12: *Item olei*. 本稿は、Lauffer, S. (hrsg.), *Diokletians Preisedikt* (Berlin 1971) に拠った。因みにこの表に記載されたイタリアの銘柄酒は、*Piceni*, *Tiburtini*, *Sabini*, *Aminnei*, *Saiti* (= *Setinum vinum*), *Surrentini*, *Falerni* (II, 1a-7) の7種である。従ってかつてローマ市場に最高の評価を誇ったが今や消え去ったラティウム南部のカエクブス地方 (Ager Caecubus) 産葡萄酒、*Caecubum vinum* (Plin. N. H. XIV, 61) に次いで、カムパニア北部の「ファレルヌス酒」*Falernum vinum*もまた、その「名声」(nobilitas) を消失してしまった、とするプリニウスの叙述 (id. 62) にも拘らず、価格表の記載は、後者の生産が3・4世紀交にお停止されることなく、少なくともローマ市場に銘柄酒として妥当され続けていたこと（量的には知られ得る由もないが）を証言する。同様に「カエクブス酒」もまた、銘柄そのものは2世紀以後も消え去らなかった。註 (37) 参照。
- (37) イタリア葡萄酒の産地乃至銘柄を、カト以来の古典諸史料から網羅的に洗い出したA. チエルニアの作業がわれわれには有用である。Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 321-341, Appendix II: *mentions de vins et de vignobles dans les textes de Caton à Galien*. 後1・2世紀の交までの間に知られたものの内、*Veientanum vinum*, *Aricia*, *Fregellae*, *Baiae* 等々、2世紀に入って史料から姿を消したものも少なくないが、*vinum Caecubum* (Gal. VI, 805), *Signium* (Front. *Ad M. Caes.* IV, 4,2; Gal. VI, 334), *Massicum* (Florus, I, 115) 等々なお多くが2世紀以後も関係諸史料にその存在を残し続けた。チエルニアの作業結果を集計すれば、ラティウムでは生産地全18の内、10が2世紀以後の史料にその名が残り、カムパニアでは全19の内13までがそうであった。エトルリアでは併し史料事情が異なった。管見の及ぶ所では、コルメラ、プリニウス、マルティアーリスに知られる生産地、*Caere* (Colum. De r. r. III, 9, 6; Mart. VI, 73, 3; XIII, 124), *Arretium* (Plin. N. H. XIV, 36), *Florentina* (*ibid.*), *Clusium* (id. XIV, 38), *Luna* (id. XIV, 68), *Pisae* (id. XIV, 39), *Statoniense vinum* (id. XIV, 67), *Graviscanum vinum* (*ibid.*), *Veientanum vinum* (Mart. I, 103, 9; II, 53, 4) の全てが、以後の史料にもはや現われることはない。

- (38) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (N.Y. 1979), 132.
- (39) Lewit, T., *Agricultural Production in the Roman Economy, A. D. 200-400*. BAR. Int. S. 568 (Oxford 1991), 147. 因みに〈Size 1〉は、ルーアイットが分析手懸かりとした遺構規模の類型化である。遺構面積によるカテゴリーの詳細は、後述の註(60)参照。
- (40) *Ibid.* 167-225.
- (41) 註(1)に挙げた拙稿「〈ドレッセルI型〉アムフォラの消滅」を参看されたい。因みに本稿は、その続稿である。
- (42) Torelli, M., 'Osservazioni conclusive sulla situazione in Lazio, Umbria ed Etruria', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica I* (Roma / Bari 1981), 421-6; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 265.
- (43) Tchernia, A., *loc. cit.*
- (44) A. カランディエーニはこのヴィラに、ヴァルローの『農書』に見える元老院議員所有の「完成ヴィラ」*'villa perfecta'*がエトルーリアに実際に存在したことの「好見本」(il miglior esempio)だと見做した。Carandini, A., 'La villa romana e piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma IV* cit. 118. *'villa perfecta'*については、Carandini, A. (a cura di), *Settefinestre: una villa schiavistica nell'Etruria romana I* (Modena 1984), 107sgg. 参照。
- (45) ヴィラ使用のタイルに残るイニシャルのみの銘文、《L・S》に‘*L. S (estii)*’を読むことによって、共和政最末期、ガリアを中心に広範かつ大量に〈D. 1A, 1B〉を送り込んだローマ元老院議員身分の家柄、セスティウス氏(*gens Sestia*)がヴィラ所有主として推定されるが、確實ではない。Carandini, A., 'La villa romana' cit. 127-8; Manacorda, D., 'Excavations at the Roman Villa of Sette Finestre: the Inscriptions', in: Painter, K.(ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research*. BM. Occ. Pap. XXIV (London 1980), 20-21; Id., 'L'Ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 174. アムフォラの分布事情と人物特定については、拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通——属領型アムフォラの一例——」『西洋史学論集』30 (1992) 34頁及びそこで挙げられた諸文献参照。さらに前掲稿で筆者の涉獵から洩れたナルボーネーンシス新知見銘文例(D. 1A, B; P. 1)の情報として、次の報告が追加されねばならない。Roman, Y. et Rancoule, G., 'Les amphores de SESTIUS de La Lagaste (Aude) et de sa région', *Rev. arch. de Narbonnaise X* (1977), 247-64; Carre, M.-B., Gaggradis-Robin, V. et al., *Recueil de timbres sur amphores romaines* (1987-1988) (Aix-en-Provence 1996), n°s 34-57, 323-339; Blanc-Bijon, V., Carre, M. B. et al., *Recueil de timbres sur amphores romaines II* (1989-1990) (Aix-en-Provence 1998), n°s 563-576.

- (46) Carandini, A., 'La villa romana' cit. 118-30 e figs. 1-37; Id., 'Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 7-9; Id. and Tatton-Brown, T., 'Excavations at the Roman Villa of "Sette Finestre" in Etruria, 1975-79: First Interim Report', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 9-18; Carandini, A. e Settimi, S., *Schiavi e padroni nell'Etruria romana* (Bari 1979), 92. Cf., Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 89-92; Grant, M., *The Visible Past. Greek and Roman History from Archaeology, 1960-1990* (London 1990), 86-91.
- (47) カランディーニは、トローヤーヌス期に招来された生産とヴィラ生活様式の完全な変化の背景に所有主の交代、即ちセスティウス家から恐らく北イタリア乃至西部属領出身の所有主へのそれを推測したが、確証があつてのことではない。Carandini, A., 'La villa romana' cit. 128: "proprietaria non è più la famiglia senatoria dei Sestii ma un dominus magari della Padania o di qualche provincia occidentale" .
- (48) Carandini, A. and Tatton-Brown, T., *art. cit.* 16. なおここで提示された推測（廃棄理由）は、「大所領、恐らくラーティンディウムによる吸収」の可能性であった。
- (49) Celuzza, M. G. e Regoli, E., 'La Valle d'Oro nel territorio di Cosa', *Dial. di Arch.* n. s. IV, 1 (1982), 31-62; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 265.
- (50) Dyson, S. L., 'Settlements Reconstruction in the Ager Cosanus and the Albegna Valley: Wesleyan Univ. Research 1974-79', in: Barker, G. and Hodges, R. (eds.), *Archaeology and the Italian Society*. BAR. Int. S. 104 (1981), 269-74.
- (51) Gianfrotta, P. A., 'Le testimonianze archeologiche del territorio tra Centumcellae e Pyrgi', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. I, 407-411. このサーヴェイから引き出されたジャンフロッタの結論は、「2世紀中葉」に於けるヴィラ経済の「転換点」の設定であった。
- (52) 1954年以来継続的になされた調査 (dir. J. B. Ward-Perkins) は、ブラッチアノ湖 (L. di Bracciano)、ストリ (Sutri) の東、テーヴェレに至る間のゾーン ($1,000 \text{ km}^2$) を対象とし、1980年までに調査された遺構は約2千箇所に上った。Potter, T. W., 'Villas in South Etruria: some Comments and Contexts', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 73-81.
- (53) *Ibid.* 74.
- (54) Ward-Perkins, J. B. (with Kahane, A. and Murray-Threipland, L.), 'The Ager Veientanus North and East of Veii', *PBSR.* XXXVI (1986), 1-218; Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 123. 因みにウェーイー近郊では、計86ヴィラの内、「富裕ヴィラ」はその3分の1を占めた。これに対してアゲル・ファリスクスでは、富裕なそ

れは22%、ストリ周辺では13%足らずであった。

- (55) 穴方式 (scrobes)、畝方式 (sulci) と並ぶトレンチ方式の植込 (pastinatio) に関しては、*Plin. N. H.* XVII, 166; *Colum. De r. r.* III, 1-13が作業内容、必要農具、功罪の詳細を伝える。アーピーリアのルチェラ近郊に残るトレンチ跡については、White, K. D., *Roman Farming* cit. 所載の写真版 (Pls. 12, 51) を参看されたい。
- (56) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 125-6.
- (57) *Ibid.* 126.
- (58) *Ibid.* 123, 126.
- (59) *Ibid.* 132 Tab. 5.
- (60) 従ってポッターが遺構面積から抽出したこのカテゴリーは、アグロノーム諸誌に知られる〈villa〉, 〈casa〉, 〈tugurium〉 (*Varro, De r. r.* II, 10, 6; *Colum. De r. r.* XII, 15, 1) に照應する。これに対して最近のT. ルーイットは、イタリア及び西部諸属領に関する集計基準として、「小規模農場small farms」 (400乃至500m²以下の居住痕跡)、「中規模農場medium farms」 (500乃至600m²~2,000乃至2,500m²)、「大農場large farms」 (2,100乃至2,500m²以上) の三者に分類し、さらにイタリアの土地所有に関しては、2,000m²以上を〈Size 1〉、それ以下を〈Size 2〉として集計する。*Lewit, T., op. cit.* 12-25.
- (61) Potter, T. W., *op. cit.* 122. 但しポッターは、各カテゴリー毎の時期的推移に関しては計量化を図っておらず、作業はLewit, T., *op. cit.* 27ff., 68-225: Graphsに持ち越された。但し、Potter / Lewit両者の作業内容 — サンプル抽出と類型化作業 — の妥当性そのものの検証が必要だが、目下の筆者には、そこまで踏み込むに足りる新知見例の積み上げはなお準備されていない。
- (62) Potter, T. W., *op. cit.* 133: “by about A. D. 100, therefore, the countryside of south Etruria was being farmed on a scale that was quite unprecedented”. 但し考古資料に依拠せざるを得ないために、ウィラ経済に於ける果樹栽培の比重は完全に不明である。併しその規模から推して疑いもなく市場を前提とした、建築用石材（凝灰岩）・バラスト用玄武岩の採石場、タイル生産瓦窯、シギルラータ製陶窯の〈フンドウス〉内設置 (*ibid.* 135-7) に表示されたのは、ウィラが維持し続けた可及的な商品貨幣経済の現実であった。だが併しそれ以上に重要なのは、2世紀に入ってなお、果樹栽培がウィラ経済を構成する一要素として止まり続けたことである。
- (63) Potter, T. W., *op. cit.* 124. Cf., Lewit, T., *op. cit.* 24.
- (64) Cf., Hayes, J. W., *Late Roman Pottery* (London 1972), 18ff.; Id., *A Supplement to Late Roman Pottery* (London 1980), lv-lvii.
- (65) Hayes, J. W., *Late Roman Pottery* cit. 416, 435-7.
- (66) Potter, T. W., *op. cit.* 139-42.
- (67) *Ibid.* 142.

- (68) *Ibid.* 142-4. この事実からポッターは、3世紀初以来進行した農村施設の「間断なき数量減少」(a steady decline in the number of rural sites) を引き出し、それは「ある程度まで」、大所領による農民的所有地の吸収の結果であったとしながらも、それだけではこの減少規模は説明出来ず、農村人口そのものの総体的低落を結論せざるを得ない、とした。もし然りとすればこの人口減少は何によって招来されたか。都市人口の減少と都市そのものの縮小化ともまた絡み合って、ことは決して単純ではなく、今後の課題として論議が重ねられねばならない。Cf., Boak, A. E. R., *Manpower Shortage and the Fall of the Roman Empire in the West* (Univ. of Michigan P. 1955), 22-54.
- (69) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考（一）——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX (1973) 62-63頁。
- (70) Manconi, D., Tomei, M. A. e Verzar, M., 'La situazione in Umbria dal III a. C. alla tarda antichità, con appendice: catalogo dei ritrovamenti archeologici riferibili a insediamenti rustici', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica* cit. I, 383-4.
- (71) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考（二）——FIGLINAE所有の貴族的形態——」『歴史学・地理学年報』I (1977) 82-84頁。
- (72) Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* cit. 207-8.
- (73) Andreussi, M., 'Stanzimenti agricoli e ville residenziali in alcune zone campione del Lazio (sulla base degli studi pubblicati nella Forma Italia), con appendice: catalogo delle ville', in: *Socità romana e produzione schiavistica* cit. I, 349-70. 因みにカタログに収録された調査ゾーンは、次の諸都市周辺域である。Anagnia (Anagni), Cora (Cori a Valle), Tibur (Tivoli), Tellena (Toretta), Apiolae (nr. Bovillae), Astura (Torre Astura).
- (74) さらにウィラの存在それ自体に関して言えば、ロストツェフ説を発展的に継承したD. W. ラースボーンは、果樹栽培ウィラの牧畜ウィラへの「発展」を2・3世紀ラティウムに於けるウィラの「成長」とさえ考えた。Rathbone, D. W., 'The Slave Mode of Production in Italy', *JRS.* LXXIII (1983), 165.
- (75) Andreussi, M., *loc. cit.* Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 267-8.
- (76) 訳（71）に挙げた拙稿及び同「1世紀後半-3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造（二）」『歴史学・地理学年報』XI (1987) 49-98頁参照。但しこの事例に於ては、例えば《M · R · L · NAR PAETINO // APR COS》(C. XV, 384c), 《EX · PR · Q SERPVIDENT NARN // GLAB ET TORQ · COS》(id.349i) に拠って、*M. R (utilius) L (upus)*, *Q. Serv (ilius) Pudens*がウムブリア都市、ナルニアの周辺 (ager Narniensis) に「地所」を所有していたことが知られるにしても、そのナルニアの何処にあったか迄は知られ得ない如く、銘文を以てしてはウィラの所在場所、況んや所有面積の実態は不明である。併し、工

ーレートウムの調査報告、Ogilvie, R. M., 'Eretum', *PBSR*. XXXIII (1965), 70-111は、ローマの北東30粍地点に残る瓦窯遺構（1世紀前半）がQ. Sulpicius Sabinusを所有主とし、この銘文をもつ煉瓦デブリが瓦窯を中心にして「4×2 km」の空間内に散乱することから、この散乱面積が〈フンドウス〉に照応する、と推定した。この方法は〈フンドウス〉の確定に有効であり、瓦窯遺構を中心とした今後の調査進捗が待たれる。

- (77) Ashby, Th., *The Roman Campagna in Classical Times*, New Ed. with Introduction by J. B. Ward-Perkins (London 1970), 128; Paget, R. F., *Central Italy* (London 1973), 209-214; Ward-Perkins, J. B. and Kahane, A., 'The Via Gabina', *PBSR*. XL (1972), 91-126.
- (78) Widrig, W. M., 'Two Sites on the Ancient Via Gabina: Site 11 and Site 12', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 119-40.
- (79) *Ibid.* 123.
- (80) *Ibid.* 125. 因みに改築の大まかな時期推定は、石積み工法、陶器、タイル銘、コイン、床敷工法 (opus signum)、化粧漆喰工法を手懸りとしたものであり、より正確な時期確定は、今後の陶器分析に委ねられた。
- (81) *Ibid.* 127-8.
- (82) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考（一）」（前掲）96-7、同「二・三世紀のローマ大土地所有に於ける奴隸制の形態と構造」『歴史学・地理学年報』XV (1991) 36-8頁、同‘Slave-owning Slaves and the Structure of Slavery in the Early Roman Empire’, *Journ. of Anc. Hist.* I (1990), 24-35.
- (83) Widrig, W. M., *art. cit.* 127.
- (84) *Ibid.* 129. なお同報告によれば、今日ヴァゼルリ家 (Vaselli) 所有の「トル・アンジェロ地所」(Tenuta di Tor Angelo) に残されていたヴィラ建造物は、一部分がその後長年月にわたって納屋に利用された後、1940年代に入って完全に撤去された。
- (85) Rossi, G. M. de, *Bouillae, Forma Italiae* (Roma 1979), figs. 2, 6-7に収録された画像から直ちにTchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 268は、3世紀末・4世紀初にこのヴィラで葡萄が栽培されていたことの証左だと見做したが、画像即現実として、生産施設の遺構に与え得ると同一の積極的意味を与えるのは危険であり、筆者の理解する所ではあくまでも消極的な一状況証拠としてのみ止め置かれるべきだと考えられる。
- (86) Johannowsky, W., 'Testimonianze materiali del modo di produzione schiavistico in Campania e nel Sannio Irpino', in: *Socità romana e produzione schiavistica* cit. I, 308-9.
- (87) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 269; Celuzza, M. G. e Regoli, E., 'La Valle d'Oro nel territorio di Cosa', *Dial. di Arch.* n. s. IV, 1 (1982), 46.
- (88) Panella, C., 'Retroterra, porti e mercati: l'esempio dell'Ager Falernus', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 253-4, 257-8 n. 18.

- (89) Carandini, A., 'La villa romana' cit. 115; Id., 'Sviluppo e crisi delle manifatture rurali e urbane', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. II, 252: "il declino di questa struttura comincerebbe già con gli inizi del principato". 前掲拙稿「〈ドレッセルI型〉アムフォラの消滅」5頁参照。
- (90) 〈D.6〉の型研究は次の諸文献参照。Cipriano, M. T. et Carre, M.-B., 'Production et typologie des amphores sur la côte adriatique de l'Italie', in: *Anfore romane e storia economica. Atti del colloquio di Siena, 1986* (Roma 1989), 85-88; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 98-101.
- (91) Carandini, A., 'La villa romana' cit. 115-7; Id., 'Sviluppo e crisi' cit. 252.
- (92) C. パネルラもまた、結論はこれに帳尻を合わせた。Panella, C., 'La distribuzione e i mercati', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. II, 78-9.
- (93) 筆者が改めて提起したこの両問題は、それ自体がローマ経済史上新たな、だが併し古典史料を殆ど持たざる極めて困難な問題の一つに属するのだが、この内の第二点は既に、Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 270によって提起された問題である。
- (94) Cf., e. g., Asaka, T., 'A Note on the Listing of *Villae Rusticae* in the Vicinity of Pompeii', *Opuscula Pompeiana* II (1992), 35-47.
- (95) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R. (with an Introduction by A. Small), *The San Rocco Villa at Francolise* (London 1985), 35-58 (=Period II), 59-78 (=Period IIA); Cotton, M. A., Blanckenhagen, P. von and Ward-Perkins, J. B., 'Two Roman Villas at Francolise, Prov. Caserta: Interim Report on Excavations 1962-4', *PBSR*. XXXIII (1965), 55-69. Cf., Percival, J., *The Roman Villa* (L. A. / Berkeley 1976), 56-8; Carandini, A., 'La villa romana' cit. 176.
- (96) 〈Period IIA〉段階で初めて設置されたその規模に加えて、アムフォラ、ドーリウム等容器生産の痕跡を全く残していないことから推して、始源的に自家調達の施設として出発しながら拡大化したのではなくして、最初から煉瓦・タイルの生産に専業化され、かつそのための労働諸力を擁した市場向け生産施設として出発したことは間違いない。Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 66.
- (97) Cf., Small, A. M., 'San Giovanni di Ruoti:some Problems in the Interpretation of the Structures', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 91.
- (98) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 187-94 (*terra-sigillata, African red slip wares*), 239-47 (*amphorae*). なお当該報告の内、〈*terra-sigillata*〉の項はJ. Bird、〈*African red slip ware*〉のそれはJ. W. Hayesの執筆である。
- (99) C. IV, Suppl. II, Tav. III, no. 35 (Schöne, R. u. Mau, A.). Cf., Carandini, A. e Panella, C. (eds.), *Ostia III. Le terme del Nuotatore: scavo degli ambienti III, VI, VII. Studi*

miscellanei XXI (Roma 1973), 478-9. 因みにオスティアニデポジットに含まれた当該型の時期推定は「1～2世紀」、内容物は葡萄酒。

- (100) Berti, F., Carandini, A. et al.(eds.), *Ostia II. Le terme del Nuotatore: scavo dell'ambiente I.* Stud. di misc. XVI (Roma 1970), 109 Form L. この型の時期推定は「1世紀後半～2世紀初」、内容物は葡萄酒。
- (101) *Ostia III* cit. 512-5. Beltrán-Lloris, M., 'Problemas de la morfología y del concepto histórico geográfico que recubre la noción tipo. Aportaciones a la tipología de las ánforas beticas', in: *Méthodes classiques et méthodes formelles dans l'étude des amphores. Actes de colloque de Rome, 1974* (Rome 1977), 100-110; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 122-3.
- (102) *Ostia III* cit. 510-11; Beltrán-Lloris, M., *loc. cit.*; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 124-5.
- (103) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 122-3, 124-5; Manacorda, D., 'Anfore spagnole a Pompei', in: Carandini, A.(dir.), *L'instrumentum domesticum di Ercolano e Pompei nella prima età imperiale* (Roma 1977), 121-6. Cf., Keay, S. J., *Roman Spain* (London 1988), 104-6; Curchin, L. A., *Roman Spain: Conquest and Assimilation* (London/N.Y.1991), 142-5.
- (104) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 155-7, 169-70; Carandini, A. and Panella, C., 'The Trading Connections of Rome and Central Italy in the Late Second and Third Centuries: the Evidence of the Terme del Nuotatore Excavations, Ostia', in: King, A. and Henig, M.(eds.), *The Roman West in the Third Century.* BAR. Intern. S. 109 (Oxford 1981), 487-503; Peacock, D. P. S., Bejaoui, F. and Ben Lazreg, N., 'Roman Pottery Production in Central Tunisia', *JRA.* III (1990), 83-4; Mattingly, D., 'Oil for Export? A Comparison of Libyan, Spanish and Tunisian Olive Oil Production in the Roman Empire', *JRA.* I (1988), 33-56.
- (105) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 243.
- (106) 型研究及び内容物・流通研究については註(104)に挙げた諸文献参照。
- (107) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 156-7. このカタログに収録された編年研究 — Riley, J. A., 'The Coarse Pottery from Benghazi', in: Lloyd, J. A. (ed.), *Sidi Khreish Excavations, Benghazi, II* (Tripoli 1979), 91-497 (筆者未見); *Ostia III* cit. (Panella), 460-633; Carandini, A. and Panella, C., 'The Trading Connections' cit. 487-503 — によれば、当該型は「2世紀末～4世紀末」の間に属し、オスティアでは「3世紀の第2・4半世紀から4世紀」にかけての普及型をなした。
- (108) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 243: "At San Rocco, they should belong

only to the very last years of the occupation, perhaps after local production had ceased".

(引用文中のイタリック箇所は筆者。)

- (109) サン・ロッコの事例に対するJ. バード（註（98）参照）の時期特定と事例数は次の如くである。「前1世紀末－後1世紀初」＝1例、「アウグストゥス期」＝1例、「1世紀前半」＝3例、「1世紀中葉」＝1例、「ティベリウス～クラウディウス期」＝3例。
- (110) 註（116）参照。
- (111) Comfort, H., 'A Preliminary Study of Late Italian Sigillata', *AJA*. XL (1936), 437-51; Stenico, A., 'Ceramica arretina a rilievi e terra sigillata tardo italica', *Acta Rei Cret. Faut. Rom.* II (1959), 51-62; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World: an Ethnoarchaeological Approach* (London 1982), 116-8; Pucci, G., 'La ceranica italica (terra sigillata)', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. II, 120.
- (112) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 190.
- (113) Cf., e. g., Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 139-42.
- (114) Hayes, J. W., *Late Roman Pottery* (London 1972), 18-211: catalogue of vessel types. カタログでは〈Form 3 Type B〉の形式で類型化されているが、本稿では〈Form 3B〉として略記する。さらにその後に付記した‘21-25’, ‘29-31’等々の数字は、夫々の型毎に発見地、事例数、組成分析の上に編年を重ねた当該型収録の頁数（検索は筆者）を示す。
- (115) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 190-194 (J. W. Hayes).
- (116) 前掲拙稿「1世紀後半－2世紀初のイタリア大土地所有制——ローマ『農書』の再検討——」31-48頁参照。
- (117) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 131. コットンは、専らルスティカ部分に残された〈RP〉の下限とこのこととの間の時間差から、先ず最初にドムス部分がアントニーニ二期に放棄され、次いで2世紀末～3世紀初のセウェールス期に入つてルスティカ部分もまた廃棄された、との見通しに達した。
- (118) Cotton, M. A. (with J. W. Hayes, J. Reynolds and J. Bird), *The Late Republican Villa at Posto, Francolise*. Report of an Excavation by the Institute of Fine Arts, N. Y. Univ. and BSR. (London 1979).
- (119) *Ibid.* 16-7, 20.
- (120) *Ibid.* 18.
- (121) *Ibid.* 20-38.
- (122) *Ibid.* 38-56.
- (123) *Ibid.* 51-5.
- (124) *Ibid.* 70-6. ポストー発見のテラコッタ・ランプに関するM. A. コットン、D. M. ベイリー（Bailey）両者による型の特定と年代推定は、H. ドレッセルの先駆的な類型化作業 (C. XV, 2,

pars 5: lucernarum formae) 及びH. B. ウォータースのカタロギング (Walters, H. B., *Catalogue of the Greek and Roman Lamps in the British Museum*, London 1914)、並びに〈ドレッセル型〉の修正を図った、Graziani Abbiani, M., *Lucerne fittili paleocristiane nell'Italia settentrionale. Studi di antichità VI* (Bologna 1969) に拠った。

(125) Cotton, M. A., *Posto*, 124.

(126) *Ibid.* 130-133.

(127) *Ibid.* 56-9. このウィラは併し、その後約2世紀間にわたって放置された後、4世紀後半 (c. A. D. 360 / 370) に至って再び利用された痕跡を残した。即ち東部分の一部を改築し、製油装置を再利用した〈Period IV〉がそれである。コットンは、無主物に対する無断占有 (squatter occupation) を推定したが、このことは充分に可能である。この利用は併し、それ程長続きせず、5世紀末乃至6世紀初に廃棄され、以後は廃墟への道を辿った。

(128) *Ibid.* 56-57.

(129) 地中海世界規模での進行を暗示するだけに、ヒスパニア＝ウィラに関する限りでもまた、改めて別稿の課題とされねばならない。拙稿「3－4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』XXX (2000) I-17頁、同「《ドレッセル II-IV型》アムフォラの消滅とヒスパニア＝ウィラ」同誌XXXI (2001) 1-20頁。

(130) 勿論併し、先に明らかにされた如く、このことに果樹栽培を中心とするイタリア＝ウィラ経済の市場からの完全な切断が意味されたわけでは決してない。1980年代に入って情報量の急増とアムフォラ研究の進捗によって、〈D. 2-4〉の「漸次的減少と消滅」に地中海商品貨幣経済の後退を見る70年代までの理解が問い合わせられると共に、学説は複雑化の様相を呈し始めた。とりわけ第一に、〈D. 2-4〉は「前1世紀～後1世紀」の最主要型アムフォラ——このこと自体に対する修正学説は出でていない——であったが、2世紀に完全に消滅したのではなく、量的にはもはや比較にならないにしても型それ自体としては、ラティウム、カムパニアのテュレニア沿岸部で3世紀前半まで生産は消滅していないこと、第二に、最初は〈D. 2-4〉と併存的に、次いでそれに取って代る形で、〈D. 2-4〉のヴァリアントとして地方独自の新型アムフォラが生産され、3・4世紀に入ってもなお継続したことである。この新事実はそれだけでも既に、イタリア果樹栽培経済の展開の仕方と帰結そのものに対する問い合わせを突き付けることになるからである。就中カムパニアでは、2世紀に入って、それまでのスタンダード型であった大型尖底の〈D. 2-4〉が、小型平底の地方型アムフォラに切り替えられた、という最近明らかになった事実がその一つである。先にD. W. ラスボーンが、ウィラ経済展開図式の延長上に仮説の形で提示し、その後この新事実を踏まえてP. アーサーとD. F. ウイリアムズ両者が改めて問題を提起したのは、この形状変化に暗示された「大規模海上輸送」から河川・陸路を主とした「内陸短距離輸送」への市場変化、即ち流通の「地方化」乃至「局地化」であり、この解釈は確かに説得的であった。併しその上さらにアーサー／ウイリアムズはこの変化にコロナート制に基づく

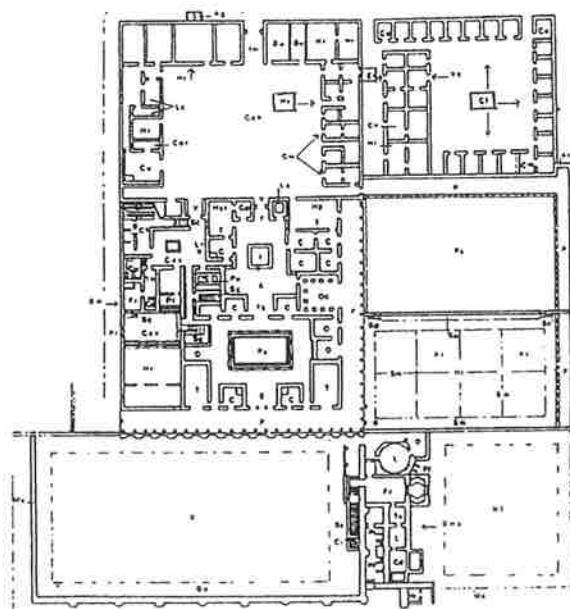
経済システムへの漸次的な、併し帝国全土で一様には進行しなかった「交替」(gradual and uneven replacement) をさえ推測したが、これは短絡の誇りを免れ得ないであろう。他方併し、3・4世紀のローマ経済を「市場の局地化」だけでは説明しきれない、今一つの新事実もまた看過出来ない。把手の切断面が円形乃至卵形のスタンダード型とは異なって紐状粘土2本を接合した双条把手(anse bifide)とアーモンド状口縁を特徴としたカムバーニア特殊型の〈D. 2-4〉がそれである。この型は既にポムペーイに頻繁に現れ、ローマ発見例(San Clemente)には高級カムバーニア酒、'Falernum Faustianum (vinum)' の銘文が読取れるが、その後も生産は停止されなかった。『ハドリアヌス長城』の砦の一つ、サウス・シールズ(South Shields)に残されたデポジット(形成は「c. A. D. 250-350」)にはこの型のアムフォラ断片が大量(105断片)に含まれ、このことは、3・4世紀になお『カムバーニア酒』が遙か遠距離の地、ブリタニア(恐らくこの場合は駐屯ローマ軍団兵士)に迄送り出されていた事実を証言した。この両事実は、それだけでも既に、後期帝国に於けるローマ大土地所有制に関して新たな問題の所在をわれわれに投げ掛けるものであり、事実関係のさらなる積み上げを待つて論議が深められねばならない。併しそれは一先ず措くとして、今日(1992年時点)迄に確認された事実に拠つて言えば、流通の広がりと密度、数量の点で、帝政中・後期に於ける葡萄酒流通は、「前1世紀～後1世紀」の2世紀間の〈D. 1〉、〈D. 2-4〉、〈D. 6〉とは所詮比較になり得なかつたことが差当りここでは決定的に重要であった。〈D. 2-4〉の「消滅」に関して、先に筆者が「事実上の」なる限定表現を付した理由はこのことにあつた。事実また最近の北カムバーニアに於けるウィラ調査(P. Arthur, 1991)が明らかにしたのは、次の二事実であった。(1) ユーリオ・クラウディ一期に運営されていたかまたは創設されたウィラ、農場の内、「71%」が2～3世紀の間に放棄され、(2) 〈D. 2-4〉の瓦窯もまた、1世紀末・2世紀初迄にカムバーニア葡萄酒が体験した「激減」(severely diminished)に照応して大多数が廃棄され、それ以後も生産が確認された瓦窯は僅かに「2乃至3」を数えるにすぎなかつた。Panella, C. e Fano, in: *Méthodes classiques* cit. 133-177; Panella, C., 'Le anfore italiche del II secolo d. C.' in: *Anfore romane e storia economica*. Atti del colloquio di Siena, 1986 (Roma 1989), 164-6; Rathbone, D. W., 'The Slave Mode of Production' cit. 165; Arthur, P., 'Roman Amphorae and the Ager Falernus under the Empire', *PBSR*. L (1982), 22-33; Id., *Romans in Northern Campania*. BSR. Arch. Monogr. I (London 1991), 101-2; Id. and Williams, D., art. cit. 250-260.

(131) 前掲拙稿「ローマ＝ウィラ経済の展開と地中海流通」1～6頁参照。

後記

1952年秋、安国寺遺跡調査以来の永年にわたるご交誼と学恩に深謝し、故賀川光夫先生にこの拙論を献じる。

図 I セッテフィネストレ=ヴィラ

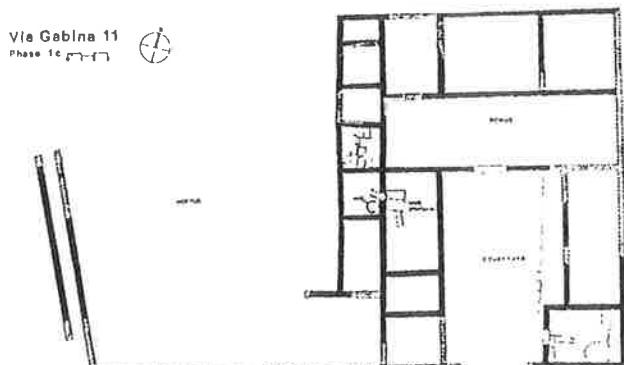


Cf. = 奴隸居住区
Hv. = ウィリクス居室
Er. = エルガストゥルム

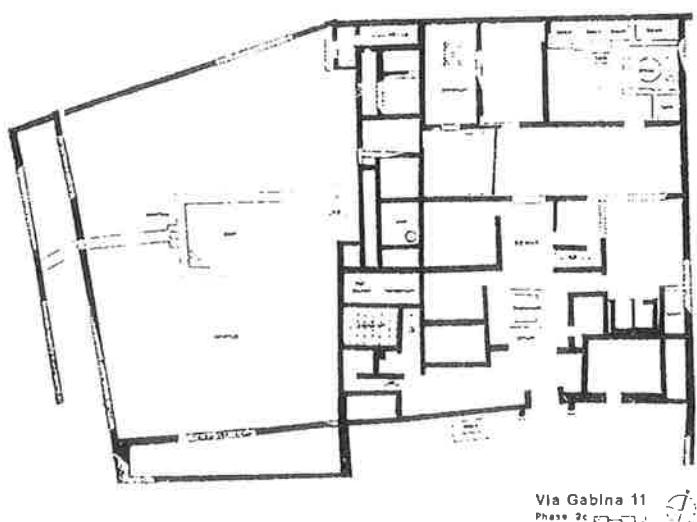
(Period II)

Carandini, A., 'La villa romana e piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma IV* (Torino 1989), 133 Fig. II, 2.

図II ウィア・ガビナ=No.11ウイラ



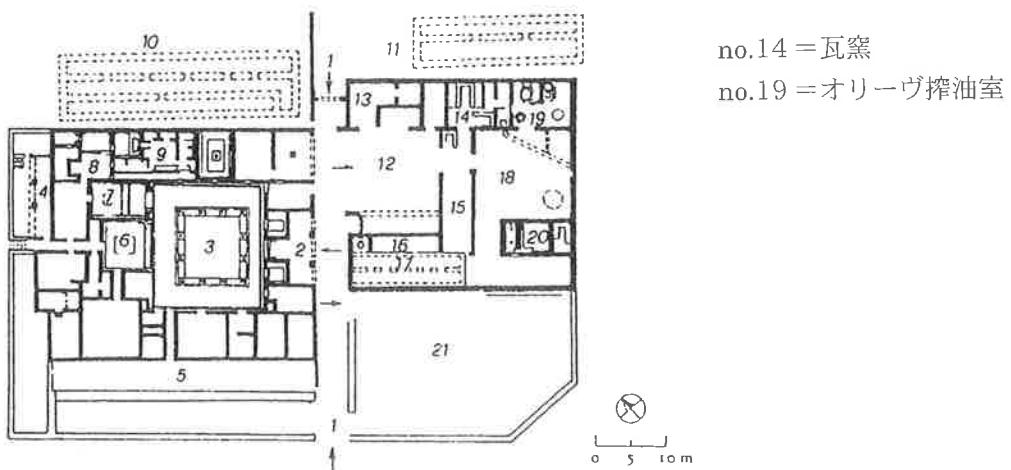
(Period I C)



(Period II C)

Widrig, W. M., 'Two Sites on the Ancient Via Gabina', in: Painter, K. (ed), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research* (London 1980), 135 Fig. 4; 137 Fig. 8.

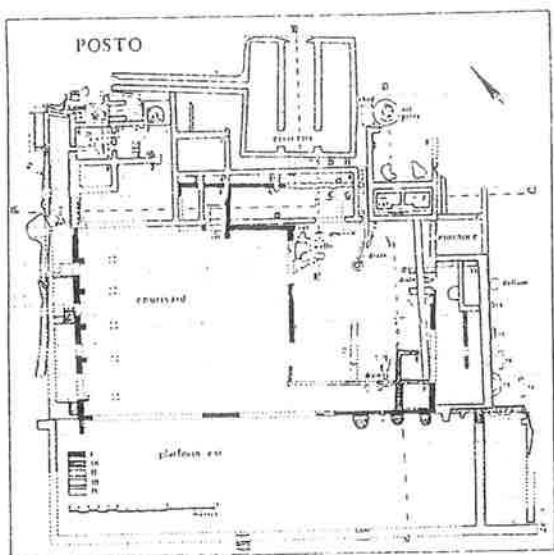
図III サン・ロッコ=ヴィラ



(Period II A)

Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *The San Rocco Villa at Francolise* (London 1985), 39 Fig. 7 = Carandini, A., art. cit. 176 Fig. XXII.

図IV ポストー=ヴィラ



(Period II)

Cotton, M. A. *The Republican Villa at Posto, Francolise* (London 1979), 57 Fig. 13